

第六十八回
国会

参議院商工委員会會議録第十八号

昭和四十七年六月八日(木曜日)
午前十時三十六分開会

委員の異動

六月七日

辞任

阿具根 登君

補欠選任

鶴園 哲夫君

六月八日

辞任

鶴園 哲夫君

中山 太郎君

山本敬三郎君

補欠選任

阿具根 登君

金井 元彦君

梶木 又三君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

大森 久司君

川上 為治君

綱木 亨弘君

竹田 現照君

藤井 恒男君

委員

赤間 文三君

植木 光教君

小笠 公昭君

大谷藤之助君

梶木 又三君

金井 元彦君

矢野 登君

山本敬三郎君

渡辺一太郎君

小野 明君

大矢 正君

鶴園 哲夫君

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

通商産業大臣

政府委員

経済企画庁総合

開発局長

環境庁自然保護

局長

通商産業政務次

官

通商産業大臣官

房長

通商産業大臣官

房参事官

通商産業省企業

局長

通商産業省企業

局長

通商産業省鉱山

局長

通商産業省鉱山

局長

通商産業省鉱山

局長

通商産業省鉱山

局長

通商産業省鉱山

局長

通商産業省鉱山

本日の会議に付した案件
○工業再配置促進法案(内閣提出、衆議院送付)
○産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○石油パイプライン事業法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会
を開会いたします。

委員の移動について報告いたします。

昨七日、阿具根登君が委員を辞任され、その補
欠として鶴園哲夫君が選任されました。

ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(大森久司君) 速記を起こしてください。

○委員長(大森久司君) 工業再配置促進法案及び
産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案を
一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鶴園哲夫君 まずお伺いしたいのは、昨年
の秋十月に出ましたいわゆる工業再配置の田中構
想というものと、それからいま法案で出ておりま
す再配置法というものの間には、たいへん重要
な問題について大きな変化があるわけですが、そ
の問題についてまずお伺いをいたしたいわけで
す。

で、一つは、初め出ました田中構想と俗に言わ
れましたときには、その背景として経済の成長率
を約一〇%、そして六十年にGNPが三百四兆円
という、こういうような大規模な経済成長を維持
しながら過密の問題を解決し、過疎を救済をして
いくという、そういう工業配置を行なう、こうい
うことだったのですが、この一〇%について、後
ほどにも関係いたしますので、まずお尋ねをい
たしたいと思えます。

○国務大臣(田中角榮君) これは、間違いがある

といけませんので、率直に申し上げておきますが、
一〇%は、一〇%成長を行なうという前提で試算
をした数字ではないと思うのでございます。これ
は一〇%の潜在成長率を持つておるということで
試算をした数字でございます。昭和二十九年から
三十九年までの十一年は一〇・四%の平均成長率
でございました。三十五年から四十五年までの十
一年は一・一%の高い成長率でございました。
そして去年が五%以下というようなものになった
わけでございますが、きょうあたりの経企庁の数
字をまともに見ますと、五%をこしたというよう
な数字も出ておりますが、いずれにしても半分ぐ
らいの成長率であったことは事実でございます。
でございますので、二十九年から四十五年までを
申し上げますと、十六年間の長きにわたって高い
成長率を続けてまいったわけです。そういう意味
で一〇%成長ということは、潜在成長力というも
のが存在をする、こういうことを想定をしたわけ
でございます。

もう一つは、農業人口が——いま農業人口を中
心にして考えますと、総合農政が進められており
ます。一次産業比率は百年前の九〇%から一七・
四%というところまで落ち込んでまいりました。
しかし、アメリカの四・四%に比べてまだ非常に
高い水準にあります。また、拡大ECの六%に比
べても一〇%以上高いわけでございます。そうい
う意味から考えますと、一次産業比率がもう一
〇%程度下がるということは、これはどうも考え
ざるを得ないのであります。下げないで二次産業、
三次産業と同じ国民所得を得るとしたならば非常
に一次産業の収益率を上げなければならぬ。一
次産業の製品の価格がうんと上がらなければとて
もそうならないわけでございますから、そういう
意味では一〇%以上のまだ人口の移動ということ
が考えられる。そういうことを考えてずっと計算

してみますと、一〇％の潜在成長率——成長はやろうとすれば可能である。一〇％にすると四十五年価格で三百四兆円である、八・五％にしますと二百四十八兆円である、七・五％にしますと二百十六兆円である、五％にしますと百五十二兆円である。こういうふうに申し上げた数字でございまして、三百四兆円を実行しようとして立案したものではないということだけは間違いないだかなんように正確に申し上げておきたい、御理解いただきたいと思います。

○鶴岡哲夫君 移転工場に対して固定資産税を二十五年間免除する、地方自治体に対してはこれを補てんをする措置をとるというのが出まして、二十五年間ということはいへん画期的だということ、したがって再配置ということについての期待を持たせる面があったのですが、これが三年になったということ。それから、過密地帯から工場を移すための付加税というものをつくった、そしてこの付加税を再配転の財源にしていくなだと、こういうことであつたわけです。工場を分散する場合に移転先でいろいろな奨励政策をとる。しかしながら、過密地帯からこれを出していくという、そういう政策的な力がない。それに対してこの付加税というのがそういう力を持つところから、これもたいへん画期的だということだったのですけれども、これが消滅することだと思ふのです。ですから、再配置田中構想というもので画期的だといわれた二十五年、それから付加税という二つとも非常に期待に反することになった。これからもこの問題は尾を引くのではないかというふうに思いますから、この二つがこうなつた原因について伺いたいと思います。

○国務大臣(田中角榮君) 御指摘のとおりでございます、この面からは非常に後退をしたわけでございます。後退をしたのですが、これはスタートのときの後退でございます、将来、来年度にも当初企図したこれらの政策は実現をいたしたい、また、いたさなければ実効をあげることができない、こういう考え方でございます。

○國務大臣(田中角榮君) 御指摘のとおりで

まずこの工業の再配置というのはなかなかわずかしい仕事でございます。ですから、これを行なわなければならぬということとは、もう何人にも理解をいただけるところでございますが、これを促進するためには相当な政策を行なわなければならぬということでございます。その中には、いま御指摘のございましたように税制でもって傾斜をつけるということが一つのポイントでございます。それは地域を三段階に分けてまして、過密なところからは追い出し税、それから中間地帯は現行税制のまま、誘導地域には税の減免をする、こういうことでなければならぬ。そうすれば、これは傾斜が付きまますから、水は低きに流れると同じように過密と過疎との調整が行なわれるはずでございます。そのためには税制上の措置をしなければならぬわけでございますが、もう一つの固定資産税の減免というときに現行地方財政のなかでもって操作をするだけではとてもたいへんでございます。そういう意味で減免をする固定資産税その他の税は補てんをしなければならぬという問題がございます。これは補てんをするには相応な財源が必要である。その二つの問題を解決するために考えましたのが特別会計の創設でございます。特別会計には何を入れようかというのは、これはいまちやうど法人税の一・七五という暫定税率がございいます。これはことしの三月でもって廃止をするものでございしましたが、暫定とはいえそのままだになりました。四十七年度財源の見通しが暗かったという問題が一つございます。景気が悪かったということもございまして、まず、この千五百億に及ぶこの税を整理をすることができなかったということに大きな原因がございいます。私企図いたしましたのは、この税額が千五百億でございいますから――去年は千四百億、ことしは千五百億とラウンドに見れるわけでございます。千五百億と同じ額を一般会計から財源を入れれば合せて三千億――三千億ぐらいでスタートすれば、昭和六十年にこれが二兆円から三兆円になる。こうなると、この法律が企図しておる政策効果は

大體上がっていく、こういう考え方でスタートを三千億と見たわけでございますが、その結果はその十分の一、三百億でスタートする。しかも十月一日施行でございますから、平年度三百億でございますが、スタートは百五十億というので、どうもほんとうに御指摘のとおり後退をしたといわれもしようがないわけでございます。しかし、入れものと制度をスタートさせないと計画もすぐでさるわけではありませんし、いろいろPRもしなければなりませんし、青写真もかなければならないということで、制度をスタートさせることに重点を置くということで、平年度三百億、初年度は半年間の予算百五十億ということでスタートをすることにいたしましたわけでございます。ですから、来年度になれば特別会計の問題も、特別財源の問題も、また補てんの問題も片づけたい、片づけないければならない、こう考えております。

それから税の問題も、自治省が過密地帯における自治体の財源確保のために事務所税ということを考えておったわけであります。私たちが考えておったその追い出し税というものと自治省が考えた事務所税と、それからもう一つ公害税という問題が世の中で議論をされておりました。これらの問題はもう少し調査を必要とする。ことしのこの制度のスタートの中で全部解決するわけにはまいらないというようなことで、表面的に非常に後退したようなことでございます。二十五年が三年になつたわけでございます。この三年は、恒久的なもの、すなわち二十五年を実現するための結論というものを出して、三年から二十五年に切りかえていこうと、こういう考え方でございますので、当初企図しておった政策をすべてあきらめたというものではないのでございます。これを実現するために暫定的にこのような状態でスタートしなければならぬ。最終的にはロンドンで行なつたようなニュートン法というようなものに近い、相当強い政策を並べたてないと、真に実効をあげることはできないということを前提にいたしておりますので、これからひとつ私は前にも申し上げ

ましたが、本法ができましたならば、来年度までにはこれはもう各党でひとつ議論をしていただいで、この修正案はやっぱり超党派議員立法をもつて行なうというくらいのお力添えをいただければ、これはりっぱなものになる、また国内政策の基幹になる、言うならば行財政制度の改革もこの法律から出てくるということを考える、そのぐらゐな考え方を持って推進をしなければならぬとさえ考えておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君　スタートはしたと、まあまず制度をつくりスタートすることが大切なんだと。そしてまあ来年になってこれをひとつ実現していく、これなくしては再配の問題は進めることができないんだというようなお話ですが、そのとおりだと思います。ですが、制度はつくった、発足させよう、あとはあとだという感じがしないでもないわけなんです。まずその二十五年という年限ですね、まあたいへん長期な償還期限になると思うのですが、とにかく昭和六十年を一応めどにして、二十五年の長期——二十五年を考えられた。そこから辺、どうもいま私の受け取っている感じでは、大臣のアトモスフィア——雰囲気がいへんあるような気がするのですが、どうですか。違いますか。

○國務大臣(田中角榮君)　六十年展望というのは、六十年を展望しますとこのようになりますので、いまにして政策を展開せざんばということので六十年——ちょうど六十年は新經濟五カ年計画の目標年次が六十年になっておりますので、これはまた六十年ということは西暦にしますと八五年になりますから、六十年という展望は数字がいいのです。これは西暦に直すか、どっちかに直さないかと、どうも統計が取りにくくて困るようです。外国との折衝でもって説得力がなくて非常に困るのですが、いずれにしても六十年は八五年である。八五年というと、世界の石油論争の目標年次が八五年でございます。八五年になるとアメリカも石油産出国から石油消費国に転化するのではないかという議論も全部八五年でありますので、六十年

ということと計算をしてみるということは説得力があるだろうということでございます。しかし、六十年までで全部やってしまつて、六十一年からはかまわんでいいというものではないわけで、これは長く続くわけでございます。そうすると、分散ということを進めていく——まあ分散になつてはいますが、いまはその面から見ると工業の分散でございますが、これは通産省が四十二年につくった工場立地適正化法とも似たようなものでございます。もう一つ言えば、全国二次産業の平準化政策とも言えるわけでございます。もつと言えは国土総合開発、総合利用計画法とも言えるわけです。まあそういう意味で六十年を展望しての政策をスタートさせるわけでありますが、これから——いままでは集中のメリットがあるということでもって集中してきたけれども、今度新しい投資は別なところでおやりなさいよ、いまあるものでさえも移転を促進します。というのは、相当長期な投資になりますので、これはまあ税でもって固定資産税などでやるとすれば、やはり世界にある例を踏襲しなければいかぬ。これはいつも申し上げておりますが、イタリアの労働者住宅法などは簡単な法律になつてゐるわけです。国有地を無償で提供して生保及び損保の剰余金は労働者住宅以外には使つてはならないそのかわりに固定資産税は二十五年免する。だれが見てもわかる法律であります。日本の法律は専門家でなければわからぬ。立案者自体でも条文がどこにあつたかなというやうなめんどろなものでございますから、あまりそういう法律は望ましいことではないと私は考えております。だから、他国でそういう成功をしていることから考えると、固定資産税の免税は二十五年、四半世紀ということがやはり一つの目標になるということ、私は概念的に二十五年と言つたわけですが、しかしこれは皆さんお互いに話し合つて、二十年でもいいのか、十五年にしてスタートさせるべきものかは、これからの固定資産税の問題——たくさん法制上の問題が残つておりますから、こういう問題を整理する段階において、固

定資産税の評価がどうなるのか、固定資産税率というものがどうなるのかというやうな、いろいろな制度上の変更がいま行なわれつつあります。だから私が二十五年と原案で言つたのは、それなりの理由をもつて申し上げたわけでございますが、これはまあ三年では困ることは事実なんです。三年ではいけません、こんなことでは。ですから、三年と二十五年との間をどのくらいにするのか。日本は二十五年なんてはちくなくことを言わないで、三十年としたほうがいい。十進法で十年、二十年、三十年としたほうがいいという議論も生まれるでしょうし、やはり二十年がしかるべしだとかいう議論は、これは来年の税制改正までにはどうしても詰めなければならぬ問題である。これは地方自治との問題もありましたので、どうもこれを合理的に詰めることはできなかったということとでございます。

○鶴岡哲夫君 初めこの再配置の構想が出ましたときに、コミュニティの形成というのが出ていますね。つまり工業再配置をして、そしてコミュニティの形成を非常に大きな眼目にしておられるという構想があつたのですが、まあ新産都市という、旧全総あるいは新全総、そういう中で新産都市というのとは何かそういうやうな都市をつくるのだという考えは出ていますのですけれども、実際はそういうことには全然なつていない。一体新全総、旧全総というのは、だれのために何のためにあるのだというやうな、住民の意見もはつきり出てくるくらいになつてゐる。その意味でこれは工業再配置の一つの大きなねらいとして、そういう新しい工業都市をつくるのだ、コミュニティを形成していくのだという考え方は非常に重要だと思つておつたのですけれども、そういう考え方がまた再配置構想の中からはなくなつてゐるように思えますし、まあ地域開発、あるいは新全総、旧全総を見てみましても、確かに目的というのは、これは健康で豊かで、そして、いい生活環境をつくるということが目的だと思ふのですけれども、そういうものがどうも通産省のワケ外だということ

ではずれるんじゃないか。最も大切なものがそういう政治の中あるいは行政の機構の中から抜ける。あるいは抜けてもどつとも力が弱い。自然を守る、環境を守るといふことだつて、これはこれからたいへん大きな政治課題と思うのですけれども——また現実の課題なんですけれども、どうもそういうものに対する行政機構というものがどうも弱いという感じを持つてゐるわけですけれども、この新しいインダストリアルニュータウンというコミュニティをつくるんだという構想がなくなつたといふことについて、また私がいま申し上げたやうなことに付いて、大臣はどういうお考えを持つていらっしゃるか、簡単にお伺いします。○国務大臣(田中角榮君) これは工場の再配置、言うなれば工業立地の適正化ということをやつたお法律でございますが、実行していく場合に、ただばらばらに農村地域工業導入促進法のように、農村に工場を入れるんだということだけではないうわけでございます。これは全国的に六十年を展望して二次産業比率の平準化がはかれるといふ一つの理想図というものを頭に描いておられますから、その実態をすつと詰めてまいりますと、産炭地に下請だけが行つた、だから国際経済の波動には非常に弱い、ちやうど産炭地に進出をしたその直後にまた廃業しなければならぬといふやうな直後には困る。だから経済的に見てもメリツトがなければなりません。そういう意味では経済単位といふものをやつぱり考えて、そして投資を進めなければならぬ、こう思います。まあ最初に、百万都市がいいのか五十万都市がいいのか、二十五万都市がいいのかといふやうな問題を考へてまいりますと、大体二十五万ぐらいの都市といふことが想定されるということで、一つの青写真をかかためたに二十五万都市といふことで考えられないかと、こういうことでいま計算をしておるわけでございます。二十五万都市といふと経済法則にも大体合ひさうでございます。それで、そういうやうな都市といふものが中核都市といふことで考えられないかということであると、全国

四十七都道府県の中からいへば五十万ぐらいのものが六十年を展望した一つの理想的な姿としてかけるわけです。もう一つは、労働の問題からいってどうなるかと思つてやってみますと、そうすると四十年対六十年で生産規模は非常に大きくなりまされども、若年労働力というものは明らかに二十年間で三〇％が拡大しないわけでございます。三〇％の労働人口というものをどういうやうに調整するかという問題が起つてまいります。そうすると、いまの状態からいって、全部都会にやつぱり移つてくる。都会に移つてくると、一人の労働者、労働力というものの扶養家族——夫婦・子供三人とすると、四人の扶養家族がこう移つてくる。それだけではなく扶養家族として老人までもついてくる。こういうことから考えますと、労働力というものは都市にだけ、もうこれ以上集めても、実際地価の高騰とか、物価の上昇とか、水の不足とか、交通機関の拡充に欠けるとか、投資が非常に非効率になるとかいう計算をしますと、これは分散をした状態において——いふならば、いまの生まれ育つた家から工場まで通えるとするならば、これは非常にいいことである。特に農業人口を見ても、農業人口の農業所得以外の所得といふものが非常に大きくなつております。六五％にもなつてゐるわけですから。そういうことを考えると、一次産業との調整可能な理想図といふものかといふことを考えると、ちやうど人口七十万ないし八十万の地域——エリアから中心都市に通えるとしたならば、これはもう非常に国民経済全体に裨益することが大きいといふことで、そういう例をいろいろ点から計算しましたら、たとえば山梨県のようなものが考えられるわけなんです。山梨県といふものは甲府市、全部が働きに出て全部うちへ帰れるといふことは、交通網が整備されれば可能であるといふことになる。こういうものをすつと六十年展望に立つて全国に配置をしますと、一次産業との労働力の調整、経済の調整といふやうなものが可能であるといふことで中核都市構想があるわけです。それから適正規

模というものを七十万ないし八十万ぐらいに置くというふうなものをこの論文の状態においては考え、これからの青写真をかくときには府県知事とも十分相談をし、市町村とも相談をしなければならぬ。そうではなく自然発生でもってやっています。労働者の奪い合いになり、水の奪い合いになり、公害は複合公害になるという問題になりまして、そういう意味で中核都市構想とか、いろいろなものを想定をしなければ、この政策効果はあがらない。そうでなければまたアンバランスになって非常に不規則なものができるといふこと、論文としては中核都市構想とか、経済単位とか、いろいろなことを想定してございまして、これからこの事業を進め、基本計画を策定する過程においては、まあ現在おぼろげでございしますが、そういうふうなもので地方との調整も全部やって六十年展望の青写真を確定したい。確定するときには、いま申し上げた中核都市構想やこれからの新しい六十年展望の地方の状態——工場分布とか、いろいろなもの、その中で今度知識集約型の産業というものになってきますから、ここは繊維が中心だ、ここは陶器が中心になる、ここはどうだというふうな、一つのまあさだかなものではないですが、いままでなかった計画的な青写真というものをかきたいということを当初から考え、いまも考えております。これはこの法律が実行されていく過程において、基本計画を策定する状態においていまだで考えられ、検討しておいたものが実行されていくと、このように考えていただいでけっこうだと思ひます。

○鶴岡哲夫君 いまの再配置法、そしていま大臣のおっしゃった構想ですね。まあちょっと言い直しまして、いまの再配置法というものと、それから現在国土開発の基本をなしております新全総との関係ですね、これを簡単に御説明していただいけませんか。私の感じとしましては、どうも新全総はだめだということでの再配置法というものが出てきているのではないかとこの感じを強く持つ

ものですか、その関係について——ただ新全総の工業部面を担当しているのだ、あるいはそれを推進していくのだということではないのではないかとこの感じがするのですが、伺います。

○国務大臣(田中角栄君) 新全総、新全国総合開発計画がございまして、それを改定して今度は新全総ともいふべきものになると、こういうこととございまして。やはり新全総、全国総合開発というものは過去の線をずっと引き延ばすと大体こうなったということが主体になっております。ところが去年一年間を考えてみても、とても過去の線だけを引き延ばしているわけにはまいらない、新しくものを考えなければいかぬということになると思うのです。新全総の中でも一番いい例は、関東地方の例を引くとすぐわかるんです。いま東京で、東京を中心にした半径百キロの円をかくと、広域首都圏、この首都圏には二千八百万という人が住んでいるわけでありまして。これが十二、三年後の昭和六十年には四千万人をこすであろう、こういうのが想定される数字でございまして。四千万をこしたら、これはたいへんになる。——なぜか。そうでなくても水はない、地価は上がる、物価は上がる、住宅は不足である、こういっているのに、四千万人になったらたいへんであるということ、は、だれが考えてもわかる。それだけでなく、コンピュータの出して数字からいうと、そのときには東京二十三区の中では呼吸できなくなるかもしれない。呼吸ができなくなるだけではない、東京の緑はみんななくなってしまうという、いま大問題が起きています。それだけじゃない、環状七号線から中へ車を入れてもいいか、入れてはいけないかというのを東京都知事と警視總監が争っているわけです。これは、とても代替交通機関がいま整備されておられません。地下鉄が整備されておられないときに車を止めれば、国会議員だけ車が入ってくわけにはまいりませんから、歩かなければいかぬということになる。そんなことは可能でない。だから、やむを得ず乗り入れは禁

止できない、こういう次第であります。ですが、それを歯どめをしたらどうなるか。単なる歯どめをしても、二千八百万人——三千八百万人にはなるだろう。そうすると、二十八分の十だけふえるわけでありまして、単に二十八分の十じゃない、これは技術的な計算をすると、えらいことになる。公害とか交通困難とかという問題は、もうとても算術計算ではまもらない。公害については二乗計算になるということでありまして、そんなことは許されるはずがない。そうすれば、新しい立場で六十年展望に立てば、全国の二次産業平準化のような——平準化と言わなくても、もっとやっぱり水も土地も労働力も一次産業との調整も完全に行なわれるという状態における経済発展を考えなければいかぬだろう。これはもう当然のことです。不可避なことです。ですから、そういう意味で新全総というものは、一番初めつくられた全国総合開発計画と比べると、相当合理的な面をもってきた。また自然発生を是認して調整権を幾らか及ぼすというふうなものでなく、これはもう相当計画的に進めなければならぬということでありまして。私は、なぜかという、新全総というものの——

全総計画に相当関係してまいりましたから、そういう立場で見えておるのでございしますが、その中で公害問題だ、労働問題だ、いろいろな関係を一番するのが通産省でございまして。二次産業の適正化をはかれば自動的に三次産業の調整も行なわれるわけでありまして。都市もそれによって形成されるわけでありまして。そういう意味で、まあ通産省がみずからの責任であるところの工場の再配置、工場の適正配置というものの対しては、責任ある政策をやらなければならぬ、こういうことを考えて今日出したわけでございます。ですから、これが新全総計画と完全に一体のものであるということまではいま申し上げられませんが、この法律ができて基本計画がきまるといふときには新全総計画の中とびつたり合うように、これはそういうふうな関係は密にして、政府全体が責任を持てるようなものにしなうと思ひます。経済企画庁が中

心になって新全総計画を定めておるのだし、これは通産省が主体になっておるものですから、その間に関連性はありませぬなどというところであるなら、これはえらいことでございまして、これも内閣が新全総計画も内閣の責任である、これも内閣が国会に提案したものでございしますので、これが青写真をかくときにはびたりと二重写しになるように、これはもう私たちも責任を持ってそうしなければならぬ、こう考えております。

○鶴岡哲夫君 私は、こう思っているものであります。産業の立地政策としまして、三十六年の初めに通産省が工業適正配置構想を出しまして、これが三十七年から発足する旧全総——私は旧全総と言っているのですが、旧全総の中にそのままだまっています。その基礎をなしてきた。続いて四十三年に同じく適正工場配置構想というものがあつて、これが四十四年から発足した新全総のその中に入ってきた、そういう状況になっておるわけですね。そしてその二つの、旧全総にいたしまして、新全総にいたしまして、これは工場を分散して、そして過密、過疎を解決するのだ。そして、所得の格差ですね、そういうものを是正していくということだったんですけれども、それが全然逆になつています。過疎はますます過疎になるし、過密はますます過密になるし、格差はいよいよ拡大している。そこで公害は深刻になっていくという状態にいまきておるのではないかと。その場合に、いま大臣からいろいろ非常に大きな構想を拝見したように、再配置促進法というものが出てきましたから、これは先ほど大臣もちょっと言われまして、新全総といふことば——いま新全総の再点検というものが始まっておるわけですが、それだけじゃなくて、各方面から新全総についてはいろいろな意見が出ておるわけです。ですから、私はこの再配置構想といふものは、そういう意味で新全総といふものになつていくのかなという気もしておつたわけです。なお、私は、この新全総と、それからいま大臣が出ておられます工場再配置法の地域別の生産出荷額の私案を出して

おりますね。あれを見ますと、新全総は、結局関東でいいますと、関東は大体現状維持という、昭和五十年を目標にした場合ですね。発足から昭和五十年を目標にした場合、シエアはほぼ同じ。九州にいたしましても、シエアはほぼ同じという構想をとっておるわけですね。ところが、いまのこの大臣の出された構想、これはどういう意味をもっておるのか知らないのですが、通商産業大臣田中角榮という名前です……。

○国務大臣(田中角榮君) 私案ですから……計算ですね。

○鶴岡哲夫君 工業再配置関係指標というので、数字が並べてあるわけです。この私案を見ますと、いうと、ぐっと引き下がる。つまり関東はうんと引き下げていく、いわゆる過密をうんと解決していくんだと。過疎の代表である九州を言いますと、これはまたぐっと上がる。こういう点からいいますと、いままでの新全総とは基本において違う面があるという印象を強くしているものですから、私は、新全総の今日における失敗——これからの見通しが失敗であるという立場に立つて、新しくこういうような再配置構想というものが出たのではないかという感じを持っておるわけですが、そうでないですか。

○国務大臣(田中角榮君) 御指摘もございましたように、新全総計画を、全国総合開発計画をやる際には、これは確かに工業再配置、工場の適正な配置を夢見ながら——夢見るというよりも想定をしながらつくることが事実なんです。ところが、つくったものよりも現実には非常に違ってきたんです。それはいい姿を描いてやってきたんです。——一五%の設備投資が行なわれると思っても、あけてみたら二五%になっておった、三〇%になっておったというところで、高度成長が続く過程において、過度集中の速度が当初政府が考えたよりもはるかにスピードアップされておったわけです。ですから全国総合開発計画の中で——このような経済発展の規模の中で、公共投資は二十七兆五千億でよろしいと、こういうふうに見て御説

明申し上げたわけですね。ところが過度集中をして、われわれが考えたよりも経済がうんと大きくなってしまったものですね。二十七兆五千億のものを五十五兆円、倍に改定しなければならぬというところになったわけですね。倍に改定したけれども、さっぱり交通は緩和されないということで、自然発生の状態は政府が全国総合開発計画で考えたよりも、もっとこう、アンバランスが大きくなったのです。ですから、全総計画の改定版が必要である、こういうことになっているわけです。そのときには通産省も、新全総にあわせて工場立地適正化法というものを提出したわけです。通産省案は日の目を見なかったわけですね。法律案にならないう過程において、各省が反対——というよりも各省の意見が熟さなかった。ざっくりばらんに言うた、調整がでなかったのです。それで出さなかった。出さなかったうちに、当初政府が皆さんに御説明したときよりもはるかに違う数字になってしまったのです。ですから、いま全国総合開発計画というものをもう一べん新しい全国総合開発計画にしたいということ、経済企画庁、各省の意見をまとめておるわけでございます。夏一ぱいにはま御審議をいただいているものは、あまり過密と過疎が激しくなっておりまして、いまのままでいけば水も足らなくなる、公害もたいへんである。それだけではなくて、公害投資をこのまま現状においてやると、隣接土地を買わなければ工場進出ができないう。ますます土地は値上がりをする。いろいろな現実問題にぶつかっているわけです。水もない、労働者を集めるには全部住宅を提供しなければいけません。ますます過度集中になる。それでは先ほど言ったように、関東に全人口の四〇%以上も集まるということをは認めてはおれない。それは、おれないということよりも、工場のはうから見ると、コストアップになって、ペイラインに乗らないようになりますから、どうしても工業の立場からいって、工業の再配置をはからなければならぬ。これはまあしかし、通産省は国土の利

用というよりも、工業という面からだけ責任を果さなければならぬわけでございます。それだからといって、生産第一主義ではならぬというところになっているわけですね。まあこういう法律を出して理想的な状態で進めていくと、六十年には通産省がかつて計画をした工場立地適正化法に近い効果というものをあげ得るだろう。それはすなわち新全総計画ともマッチさせなければいかぬ、こういう考え方を持っておるわけでございます。これはこの制度をつくらせていただく、五十年——五十五年ごろになりますと、今度は全国総合開発計画とびたりと数字が合う。各地における工業指数との間にびたりと合った——びたりと合ったということにもならぬと思いますが、いまのように、こんな違う数字にはならない、こう思います。

いまのままですると、例をあげて言いますと、北海道は新全総ではシエアが三になっております。こっちは五・八に見えているわけですね。ところが東北の六は三・三に見えているわけでございます。そのかわりに関東の二九は二四・九と、五%ばかり落としてあります。東海は一九・三と、七%ばかり落としてあります。それはいまの八十兆円が三倍になれば二百四十兆円なんです。ですから関東もふえないのじゃない、このシエアはいまの三倍になり四倍になったときのシエアですから、関東は少なくともいまの倍とか三倍とかにはなるわけですね。ですから、まあ一体この倍になったばかりでも、ほんとうに都市機能というものが維持されるのか。トラックスは一体動くのかという問題がすぐ計算されるわけですね。ですから、そういう意味で、まあ新全総計画よりも東京、大阪、名古屋というような太平洋ベルト地帯の鉱工業生産というものを落とさなければいかぬ、押えなければいかぬ。水もあり労働力もあり、産炭地をかかえているようなところをちゃんと整備をして、どうぞいらっしやいと待っているのですから——炭住がいていて、いるのですから、そういうところの二次産業比率を高めることがぞましい。そうすると、

その中ではそんなことを言っても、経済計算をして合うのかという、国が助成すれば合います。じゃ国は社会保障と同じように助成するの、かといえ、そうじゃないんだと。これは工場が各地に出てくるために国が負担しなければならぬ公共負担というものにはべらぼうもない大きな数字になっております。全国平均で、車が一台ふえると五十万円の道路の維持補修費で済むものが、東京と大阪は三十倍の千五百万円をこしておる。そういうことになる、これはこのまま無制限に過度集中を許すわけにはいけません。その差額を政策経費として導入することによって環境の保全もし、生活環境も保持できるように二次産業の産業比率の平準化政策、すなわち工業適正化政策が実現できる、こう考えたわけでございます。

○鶴岡哲夫君 どうも私、少しばかり期待を持ち過ぎたような感じがすね。いまの大臣のお話をずっと聞いてみますと、なかなか広い雰囲気ですから——ここにありますが、こし出たやつですね。「通商産業大臣田中角榮」という名前で、「工業再配置関係指標」、これは一種の大臣の演説材料みたいなものだね、さっきから聞いています。そうじゃないですか。何か少し私は再配置法というものと、それから大臣のしゃべっておられることとの間には大きなズレがあるように思われるのですけれどもね。

○国務大臣(田中角榮君) これはいままで政策を出しますときに、どうも六十年展望のときの数字を明確に説明をしなかったもので、そこがあるわけですね。あなたが申されるように、全国総合開発計画をずっと進めてきたから、九州や北海道はほとんど人口が減るようになったじゃないか。それをこんな法律だけを出して全国総合開発計画と同じことにならないかと、こういうことになりました。そうなんちゃいけいなんですという数字というものを、六十年展望を一〇%成長で試算してみただけです。ですから、こういうふうになりますので、こういうふうには調整をしないやうにやしません。そのためには工業の再配置が必要でございますと、こ

いうことですから、いま御指摘を受けるとすれば、これだけ大きな、これだけどうしてもやらなきゃならない状態にありながら、この程度の法律で一体実効があげられるかどうかという問題は確かにあります。それだけだと思ふんです。やらなきゃならぬということだ。反対できないんです。呼吸もできなくなるといふものをそのまゝは認しておるわけにはいかないのですから。そういう意味からいって政府は施策を提出しなきゃならない、こういうことになります。ですから、まあ詰められますと、このいま政府が出してきたものだけでは——こういう数字、これは一〇%で見てもありますから、試算数字ですが、これは八%になつても理想的な姿になるのかならないのかという問題が一点だけ残ります。それは来年から政策を付加してまいります。必ず理想は実現をいたしたいと思ひます、こう申しあげておる。

○鶴岡哲夫君 さつき大臣もちょっと説明をされたんですが、新全総の地域別の出荷額のシェアです。これは関東の場合は、ほぼ率はシェアとしては同じなんです。大臣がここに出しておられますね、ぐっと減るんですよ。つまりいま三分の一をこえていますね、全国の中で関東のシェアは三分の一をこえている。このまゝいくと、これは半分近くになるという状況ですね。四〇%—四五%ぐらいになつちまう。したがって、それを二十%以下に下げる。九州でいいますと、これは五%以下、新全総の場合も大体五%。しかし大臣のこれではいいますと一一%というふうな二倍にふくまされていく。ですから、新全総の考え方とは基本的には違ふんですよ、数が。だから、私は新全総がいま総点検されつつあるから——新全総の総点検じゃなくて、再検討の基礎になりつつあるのではないかという考えを持ったわけなんです。その点を伺っているわけですから簡単にひとつ……。

○国務大臣(田中角榮君) これは実際新全総をつくるときに、われわれがいま試算している数字と全然同じではなくとも、やっぱり合うような計算をしなればならないと思ひます。これはいまの

九州で考えますと、九州の四十五年実績見込みのシェアは五%であります、今国に対して。で、従来の立地性を延長した場合、ずっと暫定試算をやる二三・七%になるのです。これは九州の人口がまた二、三割も減るわけなんです。それでは困るじゃありませんか、そんなことじゃ困るということ、新全総では八%ぐらいに上げたい、こういうことです。私は、この政策を——この工業再配置のよきな政策を前提としないで新全総は八%という数字を出しているわけですから、これにどういふうな過度集中排除の政策を付加していけば一一・四%という数字にできるんじゃないか、こういうことを言っているわけなんです、そう申し上げておる。

○鶴岡哲夫君 じゃもう一つ、大臣に私は伺いたいんですけれどもね、こういう再配置構想というものを——昭和六十年を一つのめどにした再配置構想というものを書かれた。これはだれしもいまの状況の中では再配置しなければならぬという意見は一致すると思うんですよ。その場合、どういふような方法で再配置するんだと、つまり再配置の中に産業構造というものがいないというところは非常に欠点じゃないかと私は思っているのですけれども、大臣は、まあゆる立場からいいます産業構造では困るじゃないかと盛んに言っておられるわけですね。知識集約型の産業構想に移行していかねばいかぬとおっしゃっている。だれしもこれは考えているのですけれども、せっかく昭和六十年を目標にしたこういうものをつくるときに、いま最もやかましい、これから問題にしなければならぬ、取り上げていかねばならない産業構造の問題が全然顔を出さない。また大臣のこの構想の中にも——背景といふますか、法律とは別に構想の中にもそういうものはつきりと姿をあらわさないというところは非常に大きな問題じゃないか。そこで私は結論をいたしまして、若干私の感じとは違つた感じを受けたわけですがね。いま申し上げたような点からいいますと、何としてやらなければならぬ問題じゃないかと思ふ。しかしながらいま出ておりますこの再配置法という

ものでは、どうもまた看板倒れじゃないか。これがダウンしております。産業構造の展望というものが姿を出していない。これは税制の問題にいたしましても、あるいは二十五五年の問題にいたしましても、付加税の問題にいたしましても、これはいま見た場合にはこれはどうも看板倒れだ。これから三年、四年というものを見なければならぬでしょうと、そういう印象を強く持つんですけれども、大臣のお考えを若干伺つておきたい。

○国務大臣(田中角榮君) 生産第一主義であつてはいけない、これは生活第一主義にならなければいけない——ということは重化学工業中心であつてはいけない。これは知識集約型産業でなければならぬ。知識集約型産業とは何ぞや。研究集約産業とか、高度組立立て産業とか、ファッション産業とか、情報産業とか、まあいろいろ考えられる。しかし、それを全部いま六十年を展望して写真にして出すというふうな状態には至っておりません。これは産業構造審議会でもつていま検討しているわけで、全国の日本人の英知を集約してやっているわけなんです。ですから、またこれは国会の意見も聞かなければいけませんし、政府のいままでの意見も述べなければいけませんし、産業界や学問界、いろいろな意見を集約して結論を出さなければならぬという状態にあることは事実です。ですから、そういう方向はもうだれでも考えております。しかし、六十年にその状態が地域的にどうであるというこの青写真は、これからいかにかなきゃならぬ問題でございます。まあ、これと一緒に参考資料として提案できれば非常にいいこととありますが、こちら辺はまだ産業構造審議会であるといふことでありますから、進行期にあるといふことでありますから、まだ皆さんのところに提案するに至つておられない。しかし、このままでもつて工場を過度集中させておたら困るんだ、これを排除しなきゃならぬということも、あなたがいま言うとおりで、そのとき残つてくるのは、これではなまぬるいということが一つだけ残つてくるんです。なまぬるいというのは、

先ほどから私がるる申し述べておりますとおり、ことし完べきなものにはできなかったんです、それは税の問題も、自治省との問題も、またいろんな問題がありますから。ですからこれでもつてスタートいたします。しかしまあ大蔵省から言わせますと、初年度三百億というところで踏み切つたこともまたたいへんなわけですから、ひとつ制度の新設としてそれなりの理由もあるし、メリットもある、だからこれをやっています。十月一日からスタートですから、いま通産省としてはこの法律を成立さしていただけるものとして各府庁ともいろいろ連絡をとりながら、十月一日スタートのときには各府県は何を考へておるか。各府県は新産業都市建設、工業地帯整備法、低開発地帯開発促進法、東北北海道開発もみんなあるわけなんです。六十年展望には何々県には水は幾らある、土地は幾らある、労働人口の余剰労働力は幾らある、そして一体どういふ理想像をかきたいんだということを、まず大ざっぱに九月三十日までにはつくりたいと、こう考へておるのです。そうすると、いままでは産炭地域でもつて幾ら工場を持つてこようといつてもなかなか行かなかつたのは、全国的に工場を移転したいという情報を集めるところもなかつたんです。受け入れるところもなかつた。ばらばらでもつてお互いに請願、陳情し合うというふうなものだったんですが、今度は少なくともこの公団にすれば全国の図面は全部ある。全国の出たいという企業のあれも全部あるわけですから、少なくとも産炭地でもつてどこへ行かないか、将来はこういうふうな政策的展開がありますという説明ができるのです。で、まあ坪当たり一万五千円じゃ安いといひますと、確かに安い。けれどもいまでもないよりも非常に促進になるじゃないかといふことは言えるわけです。だから、そういうことでこの政策は、私が考へておつたようなものよりも、通産省が初め考へたものよりも確かに弱いんです。弱いんですが、まあこれから制度をまず足立さしていただいております、そ

れで、そのうち新全総、りっぱな新全総の最終案を、ここの秋までには政府はつくらなきゃならないということでございますから、つくってまいります。そうすれば、これも来年、再来年と、こうだんだんと理想的な制度に拡充をしまして、ということ以外にはないわけでございますので、その間の事情はひとつ御了解いただきたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 大臣、私は少なくともこの構想の中には、これはやはり産業構造の、知識集約型に移行するんだという産業構造の変化を、展望といいますが、それをやはり中に入れておくべきだと思います。いろいろな話を聞いております。これを見ましてもたいへんいろいろなものが出ています。それだけでも、しかし、その最も大切な肝心のポイントが抜けている。それは、私はこの産業構造の問題だと思ひます。これは、その六十年を目標にして再配置をやるという、非常な魅力が魅力です。その場合に産業構造の目標が、展望がないというんじやこれは話にならない。しかも、これは大臣がいままで盛んに言っておられた資源型の、あるいは公害型の産業構造から知識集約型のそういう産業構造へ移行していかなくやならぬのだということをおっしゃっていただけです。それはまた大臣も御存じのように、通産省の諮問機関である産業構造審議会、これも中間答申で七〇年代の通産省の政策の基本として、この産業構造を知識集約型の方向へ移行していくんだということも、七〇年代の展望としてはつきり出ている。さらにまたいま国土開発について経済審議会でも、これはいま日本の産業構造というものを立地論からいふならば、これは資源型の産業構造から知識集約型の方向へ移行していく必要があるんじゃないかという指摘までしているわけですね。ですから、全体としていま一番私は、この点がこれからの日本の国土開発、あるいは産業、工業の再配置、あらゆる問題を考える場合に、ここに一番大きなポイントがあるんじゃないかと。それがいまの工業を取り扱う通産省の昭和六十年を目標

にした構想の中に出てこないということは、大きな私は欠陥だと、こういうふうに思ひますけれども、簡単に一つだけ。

○國務大臣(田中角榮君) それはあなたがいまだ述べられておりますとおり、知識集約型産業にいかねければならないという産業構造審議会の答申もあるんです。その答申は一次答申をしております。その内訳その他は現に進行形で、産構審の中で研究しているわけですが、部会をつくりながら、石炭はどうする、何はどうする、いろいろな問題を研究しているわけですから、これはこれから出てくることである。出てくることでございまして、この工業再配置というのは六十年にはこうなると、それで、このままの状態では都市は爆発的になりまして、こういうふうな図面のように全国的に再配置をしたいと思います、こういう計画書も数字がついておればこれはいいにきまつておるんです。あなたの言うとおりなんです。そうすることが望ましいじゃないかと。望ましいですが、その全部ができるまでこの法律を待っていただけないです。ですから、この法律はちゃんとつくっておいて、そうしていまも中小企業の二六〇は移転したいと言っているんです。条件を整えれば五〇〇は移転したいと、こう言っているわけですね。そういうものに対して一つ一つの方向をきめられるような、通産省において誘導政策やその他の将来が明らかになれば、われわれは移転の準備をいたします。移転の準備だつて一年間も二年間もかかるのです。労働組合の中でどうしても行けない人は一体幾らいるんだと、条件はどうなんだということを詰めるにも一年も二年もかかるんです。政府が再配置の政策を明らかにしてくれないのでなかなかやりにくいんですと、こういうことですから、やっぱり政策の方向だけはつきりなきやいかぬ。ですから、その間にこれからだんだんと六十年展望の産業の実態はこうあるべきだということとは産業構造審議会の答申もありますから、そのつど皆さんにも御報告申し上げていくということになります。

で、結局今度はあとどうかとというと、第三条に書いてございまして、「工業再配置計画は、目標年度における工業の業種別及び地域別の配置の目標、移転促進地域から誘導地域への工場の移転に関する事項」と、これはいろいろな省庁とも話し合いをしながらこういうものを定めていかなければならない、こういうふうな規定をございしますから、六十年展望の産業のあるべき姿は産業構造審議会から答申をいただく。まあこれは受け皿はちゃんとございまして、それで、それを土台にしながら地方自治体との間に意見の調整を行なつて、それで理想的なものができると。ですから、十月のスタートまでは大きなアウトラインだけつくりたいと思つておるんです。けれども、それで強行するわけにもまいりません。来年度の予算編成期になれば、もっと明確なものをつくつて予算要求や税制上の要求をしなきゃならぬ、こういうことでございしますから、あなたの言うことよくわかります。これだけのことをするわけですから、今年度からこうしなきゃいかぬのだ、こうするべきだということよくわかりますけれども、これは産業構造審議会に預けておる問題でございまして、この答申が出てきたら御報告を申し上げるということで御理解いただきたい。

○鶴岡哲夫君 さつき大臣から、新全総の検討が始まつておつて、まあ夏ごろまでの間には新しい新全総がひとつ——新しいというか新々全総というものができるといふような話があったのですけれども、これはひとつ経済企画庁、そういう状況なのかどうか。大臣何かちょっと勘違いしておられる点があるのじゃないか。——そうですか。

○政府委員(岡部保君) いま大臣のおっしゃいましたのは、私どもの総点検の成果というものをなるべく早く出しますということをおっしゃったのだと私は理解しておりましたので、御承知のように、確かに新全総の問題でございします。

新全総の私どもの考え方です。この考え方とそれから実施という問題、現実の姿という問題に明らかに食い違いがある。考え方はよくても実際にできなきやこれは意味がないという点をわれわれ大いに反省しなきゃいかぬという点がある。そういう点で現実の問題として点検をいたしまして、これをことしじゅうになるべく早い機会にまためようということで、その成果によりまして、確かに御指摘のあるような問題点を計画即変更すべきかどうかという点に、その作業に入らなきやいかぬのじゃないかと考えてございします。

○鶴岡哲夫君 いまちょっと話がございましてですけれども、まあ新全総の総点検が始まつていますけれども、どうもこれはまあことばが悪いのです。総点検というふうな形になつておるのです。しかも、いま非常に問題になつてきている環境、自然、その関係で総点検が始まつています。どうも点検であつて再検討ではないような感じがすね。私は、いま局長の話ですと、どうも少し深く突っ込んだような検討もあるようですけれども、私は新全総というのはいまも根本的に再検討する段階にきているというふうに考えるわけですから……。

次に伺ひたいのは、この経済審議会の立地交通研究委員会、これがここの二月二十九日に中間報告を出しまして、そうしてその基幹資源型産業、まあ石油とか鉄鋼というやつだと思ひますが、基幹資源型産業の立地については公害、それから過密化の激化、自然景観の破壊、こういうものが進んで、現状では公害型のこの基幹資源型産業の比重の高い産業構造というのを維持していくことは立地の面から制約を受けている、こういう言い方をいたしまして、したがつて、その立地の立場からいふならばこれはいまの産業構造、つまり、資源型の産業を基礎にしたそういう産業構造ではなくて、知識集約型の脱公害型といひますか、脱資源型の産業構造を基礎にしたそういうもののへ移行していく必要があるのじゃないかと、こういう言い方をしておるわけですね。そうして、具体的に昨年の八月現在で、これから昭和四十五年から昭和五十五年までのその開発の候補地です。三

百二十一カ所。全国にわたりまして、北海道、鹿児島まで開発の候補地を調査して——調査したのはこれは港湾管理者が調査したのです。全国三百二十一調査したところが、約半数近いものは住民の反対を受けておるといふのですけれども、何にもない、まずまず問題のないところというのは四二%ぐらいだと、面積にしましてですね。面積にすれば半分以上というものはどうも反対を受けておる。これからの非常に激しい反対があるのではないか、こういう言い方をしているわけですね。その中で、この候補地が自然公園に含まれているもの、あるいはこれがごく接近しているものというのがその三百二十一の候補地の中で面積にして一六%ある、こういう数字を出しております。で、私は、どういふところがあるのかというところで三百二十一という候補地と自然公園との関係を見てみますというところ、相当自然公園の中が新しく工場開発のために破壊される、そういう状況になってきているのではないかと。

そこで、ちょっと環境庁に伺いたいのですけれども、昨年の六月三十日、つまり環境庁が発足する前夜に、こういう工場の関係で自然公園、国立公園、国立公園で地域の解除をしたものが三カ所あった。環境庁が発足いたしましたから、工場開発のために国立公園あるいは国立公園をこわしたり解除してくれというところが、いまのところ鹿児島、志布志、これ一カ所、こうなっておるわけですね。それで、これからの三百二十一の調査の結果からいいますと、どうも何か次々に国立公園あるいは国立公園の解除を申し込んでくるところがあるのではないかと気がするわけなんです。どういふような考え方を持っていますか、環境庁に伺いたいと思います。

○政府委員(首尾木一君) 先生のお話のように、昨年の六月に解除になりましたものは福井の三里浜地区、それから秋田県の酒田地区につきまして解除がなされております。現在申請といたしますが、そういうような問題が起こっておりますが、これがおっしゃいましたように志布志地区でございますが、

ますが、そのほか現在、私どものほうにそういう要望というものは具体的には出てまいっております。私も私どももいたしましては、国立公園地区あるいは国立公園地区といふものにつきましては、この指定にあたりまして十分産業面との調整もはかりつつ慎重に指定をいたしてまいっておるわけでございます。基本的にはそういう地域として指定されておるのでございますから、基本的に簡単に解除をするという考え方は持つておらないわけでございます。かりにそういうことなことを検討いたしました際に、十分自然に対する影響、そういうことにつきまして、あるいは環境に対する影響といったようなことにつきまして、事前に各種の調査を行なうべきこと、あるいはどのような開発が行なわれるか、あるいはどのようなその地域の利用が適当かというようなことにつきまして十分に各省の協力を得まして、そういうところの環境保全ということを基本的には考えてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 企画庁に——これは企画庁の局長にあれるのか。次から次に国立公園あるいは国立公園が、工場開発のために解除したいというようなところがどうも私は見ますと出てくるわけですね。つまり、経済審議会の立地交通研究委員会がいつていることは、これからほんとうに自然を守っていくか、破壊してはならないのか、とにかく、地域にして一六%というのが国立公園、国立公園、そういうものに関係をいっている、こういう言い方ですから、そういうことと何か出てくるんじゃないかという気がするわけなんです。あるいは国立公園の中でつぶしてもかまわぬようなところもあるだろうと思ふんです。非常に広い範囲で、つぶしたりこわしたりして工場用地にしてみても差しつかえないというところもあるだろうと思ふんです。経済企画庁としてはどういふふうに考えていらっしゃるのか。

局でございますので、私、この作業を行なう段階でのごまかい事情を知っております。したがって、具体的な点についてはちょっと申し上げにくいのでございますけれども、考え方といたしましては、いま先生のおっしゃったとおりで、いわゆるそれこそ先ほどいろいろもお話のございました新全総でも考えておりますが、いわゆる自然保護といふものを大事にしながら、いわゆる考え方を持つております。いわゆる国立公園あるいは国立公園をむげにこういふものに解除して転用していくということは極力避けるべきだ。ただ確かに、非常に、それはど影響がないんじゃないかというところはあると存じます。そういうときにケース・バイ・ケースで考えるべきであって、なるべく自然は保護すべきだという考え方であるべきに考えておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 通産大臣に、時間がなくなりましたので、若干集約をして伺いたいですけれども、経済審議会の立地交通研究委員会は、ことしの二月に立地の観点からこれから日本が確保しているか、なかなかならない自然といふもの、自然公園といふものを、それをやってくるにはこれは産業構造を要するといふことを考える必要があると、もちろん産業構造といふものは、これは産業全体、あるいは国際的な立場、あるいはこれからの日本の経済成長の基礎にどういふに据えるかと、いろいろな立場もあるだろうけれども、立地の観点からいいますならば、いまこういう公害型、資源型基幹産業といふものは非常に立地の立場からいえば反対と、こういっている。しかも、これは非常に守つていかなきゃならぬ、確保していかなきゃならぬ自然公園、あるいは環境といふものを破壊をしていっている。そこでそういう立場からいって、立地の立場からいってこれらの産業構造といふものを変えていく必要があるのではないかと、こういうことをいっておるわけですね。これはまあ大臣の、通産省の感覚とは別の問題でございまして、しかし、通産省の立場としましては、先ほど以来私が申し上げておりますように、産業構造審議会でも七〇

年代の通産省の政策として、基本方向として産業構造の改革、移行といふものを主張している、変えていかなきゃならぬといふことを主張している。これは大臣自身も資源型産業から知識集約型に移行していかなくちゃならぬといふことをおっしゃっているといふことからいいますと、これは明確にそういう意味で進めていくべきじゃないかと私は思ふんです。

そこで、志布志の問題出ましたけれども、志布志というのは鹿児島県にあります。私もあそこすぐ近くで小学校時代ずっと過ごしました。いままではずっと全学区だったんですが、去年から地方区に回りまして、初めてあそこを海はたを四十年ぶりぐらいに回って見ましたが、あそこには非常に明確な一帯であつたが、非常に珍しい、ないで、非常に大きな、十七キロぐらいです。海、その海岸線から沖へ一キロ、二キロ、これが国立公園なんです。そしてその間の海と白い砂浜と、そして幅七百メートルぐらいの松林、一望におさまる非常に明確な国立公園です。これがぼっかり埋まって、ここへ石油コンビナートができるという、いまの四日市の約四倍ぐらいの石油コンビナートができようというわけなんです。ところが、こども先ほどの中間報告にありましたように、自然を守るといふ——公害だけではなくて自然を守つていかなきゃならぬという立場から非常に反対運動もあるわけなんです。ですから私は、これは新全総を進めていくと、あるいは工場の再配置を進めていくと、あるいは工業用地を確保していくということもこれは重要な政策だと思ふんです。しかしながら、同時にこれは破壊してはならない、確保していかなきゃならぬ。そういう自然、あるいは国立公園なり国立公園といふものを守つていかなきゃならぬということも非常に重要な問題だと思ふんです。また、その地域に住んでいる住民が一体どういふふうに考えているのかということも、これは施策の上においては最も尊重しなければ

ばならぬことだと思ふのです。

そういう立場からいいますと、志布志の、いま昭和六十年を目標にして進められております、いろいろ議論されているあの石油基地化、石油コンビナート化という問題については、これは政治家としては、何か飛びついたような言い方はおかしいのではないかと、もっと広い立場から、住民がどう考えているのか、あるいはこの自然というものを、国立公園というものを、国定公園というものをどう考えるのか、あるいは再開発をどう考えるかというようなことを慎重に配慮して進めていくべき性質のもので私は思うのです。そういう問題について、大臣の考え方を簡単に承りたいと思います。ただ、私は、日本がこれから国立公園なり国定公園を守っていくという場合に、これほど私は明確な国定公園はない、こんなきれいなものはない、こう思っておるものですか、何としてもこれはやはり確保していくべきじゃないか、日本が確保すべきものなんじゃないかというふうに考えておるわけなんです。そういう総合的な考え方に立って慎重に考えるべき問題だと思ひますから、その点について大臣の考え方を伺いた

い。

○国務大臣(田中角榮君) 自然環境を守らなければならぬ、そのとおりでございます。日本が知識集約型の産業に移行しなければならぬ、これもまたそのとおりでございます。志布志湾を含めた天然の景勝、白砂青松という、とにかく珍しいところでございます。水深四十メートルもありま

すから、これは水も青く、もうほんとに言うところなしというところでございます。そういうところの自然を守りたい、これは全くそのとおりでございますが、それはまあそれをもってそのとおりでございますが、二次産業化をしたいという県民感情もまたございます。

んと減っていくということでございます。また鹿児島県の工業化というものの、県民総生産をあげ、県民所得を全国の平均にしなければならぬということを考えておることもまた事実なんです。だからそういう意味で、問題は県民、それから地元住民の意向次第である。これはもうほんとうにそのとおりです。ですから、白砂青松でもござい

ますが、しかし、残された宝庫でもあることは事実なんです。水深四十メートル、連合艦隊が全部入った港でございますし、タンカーにすれば五十万トンタンカーが接岸できる。これは全国に四つか五つしかないわけ

です。志布志湾、橋湾、宿毛湾、奥州の陸奥湾と四つしかないわけ

です。実際はこ

ういういところ

でありますので、百年間使わ

なくともさすがに鹿児島県、これは鹿児島県と

ちよつと宮崎県にまたがっておりますが、両県の

計画に入るわけですが、非常に条件はいい。だけ

ど、条件がいいからといって経済オンリーでやる

べき問題じゃない。これは言うまでもありません。

宿毛湾でも非常にいいところですが、これはまた

漁業の宝庫である。ということでもあるし、非常

にいいところである。

その次にもあったのですが、いまの和歌浦湾、

あそこも連合艦隊が入ったのですが、水深はそん

な深くない。しかし、あそこ工場を持つていく

というところで、自然の景観がおかされるというこ

とでいろいろな問題がございました。だから、そ

ういうような調整はすべて住民本意でいくべきであ

る、こういうことでして、政府が政府の事業とし

て法律でもって強行する、そういう性質のもの

じゃありません。これはもうあくまでも住民が認

めれば、その自然の景観を保護しながら、汚染

をしないように万全の措置を講ずる。そして政府

もお力添えするのであります。こういうことでな

ければならない。そういう意味で、開発を進めることが予定されている地域については、開発協議会のようなものでも近くつくつたらどうだ、そしていろいろな方々が政府の中に入って意思の疎通を十分はかって、開発をするについても間違いの

ない開発をしなければならぬ。

同じ問題が橋湾にあります。CTSの基地として六、七十万トンの石油を備蓄したらどうか。もう大阪湾に入つてこれないというところでございまして、そういう一つの案があります。しかし、橋湾もほんとうに景勝の地でありますから、いろいろなことを考えても、たまたま橋湾は除こう。しかし、隣接地域に——小笠さんなどの県でござい

ますから、私ども小笠さんにお聞きしないでこう答弁

するのはいけないかも知れませんが、私の知る限

りにおいては、近くに川がございまして、川の近

くに、埋め立てて工場用地として県が用意してい

るものがある。その地元住民が納得するならば

一つの候補地であるということです。地元でも

いろいろな協議が行なわれているというものも

ございまして。通産省にこれは持ち込まれており

ますから、通産省はこれは非常にいい計画である

と言いたいのですが、しかし、地元住民優先であり

ますので、地元のお話はどうなるか、話し合いの

推移に待つということにしております。ですから、

まあ志布志湾などはほんとうに日本として残され

た宝庫であると。日本は恵まれておって海岸線が

長いのですから、そういう意味でこれから計画をき

ちつとやって、そして長期的な展望保全というこ

とを前提にしてやっていけば、恵まれた国だと思

います。これはもうヨーロッパなどでもって、海

岸線はずかしかない、そのわずかの海岸線は全

部船の通路になつておるといふ国がほとんどで

ございますから、そういう国に比べて日本は自然と

いうものに恵まれ過ぎておるのです。恵まれ過ぎ

ておるのでどうも自然の汚染ということには案外

注意をしないという面もあるんでしょう。ですから、環境問題とか国土保全ということがこれだけいわれているときでありますので、子孫のために経済を発展せしめなければならぬ。高い生産性は求めなければならぬのですが、やっぱり自然環境を守つていくことに対してはこまかい配慮を必要とすると、こう思います。

○鶴岡哲夫君 これで終わりたいと思いますが、

お話のように、確かに工業開発をしていく、地域を開発していくということもこれからのたいへんな大きな問題であり、また守るべき自然というものを、そういうものを守つていくということ、これまたこれからの大きな政治課題であるし、また地域の開発においてはそこに住んでおる住民が大きな問題だと思ひます。そういう問題を含めて、大臣に慎重な配慮でこういった問題について取り組まれるようにひとつ要望したいと思ひます。ありがとうございます。

○委員長(大森久司君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十分まで休憩いたします。

午後一時十分休憩

午後一時二十分再開

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

委員の異動について報告いたします。

本日、鶴岡哲夫君が委員を辞任され、その補欠として阿具根登君が選任されました。

○委員長(大森久司君) 午前に引き続き、工業再配置促進法案及び産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○藤井恒男君 六月一日、それから六日、本日も、この工配法についての質疑が続けられたわけですが、大臣の熱烈なる演説を終始聞かれましたが、いささかあてられたような感じがござい

鳥参考人の意見にもございましたが、十年後には東京に霞が関ビルが百個ほど建つくらいになるんじゃないだろうかというような発言もありました。これはどういふことかといいますと、今後情報機能、中枢機能というものがますます必要になってくるし、それが都市を埋めていくのじゃないだろうか、したがって、現在ある大都市に群集しておるところの工場群は、当然これは地方へ分散することになるけれども、それにかわって新しい形のそういったスタイルのものが都市に今後必要になってくる、こういうまあ発言がありました、そういう意味で、都市の再開発のための機能転換をはからなければならぬ、そういう促進し、しかも、その青写真を示すことが必要であらう、ただ、追いつき税を課して追いつくんだ、そして受け皿をつくって優遇策を持つんだというだけじゃなくて、それも大切だけれども、都市機能をどのように見詰め直していくのか、このことのほうがむしろ必要じゃないかというふうな発言がありました。私もそのとおりだと思うわけです。本法案の第十二条には「工場跡地」についての規定がございますが、これを見てみましても、そういった内容のものじゃなくて、むしろ公共の団体に優先的に処置しようというふうな意味のことが盛り込まれておるわけでございます、この辺のところを、もう少し長期的な構想なども含めて、大臣のお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 都市の状態がどうなるだろうか、それはいま御指摘になったような方向でまいると思ひます。それは都市政策大綱の中にも、方向としてはそのように示しておるわけでございます。いままでは政治も文化も産業も一緒のものが拠点中心に集まってきた。それはやはり一つには、長い政治の中心地として、産業の中心や文化の中心として公共投資が集中的に行なわれてまいったことも一つの利点でございます。それから、人はたくさんおるし、職も求めやすい。同時に、産業などは生産と消費が直結をしており、

下請などを使う場合は、電話一本でもって部品の取りかえから、下請の選択から、取り引きから全部できるわけでありまして、都市機能というものが、その意味ではたいへん重要であります。いま通産省の関係とか、いろんな研究機関を筑波へ移す、非常に環境がよくなるわけです。それで、いわゆる全部住宅も与えます、学校もつくります、幼稚園もつくります、緑がある、公害がない。いまではでございますが、しかし、表向きは別として、さてということになると、東京におると内職ができるのに、内職ができない。家族ぐるみの労働ができない。これはほんとうにそういうことか。いって、都市機能というものが相当にあるのでございまして。しかし、情報化が非常に進んでまいりますと、いままでのように、やっぱり工場と頭脳が一緒でなければならぬということはないわけですね。また、大体データ通信なども、ことしから採用しておりますのは、この情報化というものにマッチさせるために、制度的に採用しておるわけでございます。それから、朝、常務会というものを行なうとすれば、ボタン一つ押せば北海道の工場が出る、次のボタン押せば九州の工場が出る、もう一つ押せば北陸の工場が出るというふうなことで、人が集まってこないで済むようになりますから、遠隔操作というものによりまして、本社機能というものが小さくなると思ひます。ある意味では、いまの企業で取締役が三十人おると、二十五人が東京におつて、あとの五人が工場におつて、いろいろな状態は全然私にはなくとも、少なくとも五人は本社におつても二十五人もし必要とすれば、それは工場におつても、そんなに要らなくなるのか、これは要らなくなるのじゃないかと思ひます。アメリカなどはテレビで見ても、物語はおつても、非常に少ない人です。し、相当な企業でも少ない人です。社長と秘書と非常に少ない人です。これは西ドイツでもそのとおりでございます。日本もそうならなければいかぬと思ひます。いまは管理機構を見ておりますと、工場の人員よりも

管理機構や中間機構を全部入れると、管理機構のほうが多い会社はたくさんあります。こんなことで、それでもないが国際競争に勝つてドルがたまり過ぎるというのですから、ある意味においては、人は多いけれども低賃金なんだろう、こういうことを国際会議で指摘されるようになりかねない。そういう意味でだんだんというより、急速に様態は変わってくる、こう思ひます。

都市の中で重い荷物を持って、大きなトラックでもって運ぶというふうなものは、これはそれなりの環境を整備したところに立地をすることが望ましいことは言うまでもありません。それは工場の二階でもって管理機能が動いておると同じように、産業の情報化によって解決される問題でございます。それから、都市の形態というものは変わります。そういう意味で、都市には一日も早く都市の再開発というふうな方向ではなく、都市政策大綱案には、人口五万以上の都市に対しては全面的な都市区画整理事業の指定をする、道路は全部三倍にしてしまふ、小さい道路は全部移動せしめて都市改造を行なう、そうしなければ道路用地を税金で買うなどということはできるわけがない。特に三倍に道路をする計画ができるわけがない。緑地というものは一平米しか一人当たり持つておらない日本の都市生活者というものは、とてもこんなことでは呼吸ができるはずがないということ、完全な都市改造だから、小さな、新しい規格にはまらないようなビルも全部スクラップ化して、もう十分間に合うわけでありまして。それでたくさん不燃化建築ができる。いまマンションがどんどんできておりますが、こんなことをこのままに野放しにしておくと、ローマの都市のように、石造建築がゆえに都市改造できないという経緯を踏むわけでありまして、いまにして五万以上の都市というものは、都市計画というより都市改良計画というものを示して、それを十年でするか十五年でするかお互い検討して、十五年なら十五年の間に高層建築にして、建蔽率をいまの何分の一になし得る。ちょうどワシントンの都市計画

を初めてやったように、六割は緑地とか、一割が公共用地とか、あとは三〇%の中に立体的におさめてしまふ、高さも一定のものに制限をするというふうな都市改造がいまならぬ。いまなら固定資産税でもって全部評価がわかっておりますから、全部税法上除却を認めるようにすればできるわけでありまして、そういうふうにするべきであるということ、一つの都市政策大綱としては非常に明かにされております。だから、そういうものをつくりながら、住居専用地域の中では工場はつくらない、もうそれをつくらぬということではなくて、それを許さない。地下水のくみ上げを禁止するというのはよくないんで、十五年以内に住居専用地区の中からの工場は追い出すということに、はつきりしなければいかぬわけでありまして。追いつき税の場合にはどうするかという場合には、東京湾を埋め立ててそこに工場団地をつくって、そこへ引っ越しなさい。そこへ引っ越しなさいというよりも、それでは芸がないから、工場再配置で、有利に参画し得るようにするということが親切だと思ひます。そういう意味では、政策的に都市の青写真を完璧なものとして、市民に問うておらないということは不親切でもある。不親切というより責任を果たしているとはいえないと思ひます。そういう意味で、この工場再配置というものとははらの都市改造というものは、当然同時ににはかられるべきものである、こう考えます。

○藤井恒男君 この問題に限らず、大臣のいままでのずつと答弁を聞いておりますと、大臣が頭の中に描いているところの最終的な姿というのが、絶えず前面に出るわけですよ。これはわれわれ聞いておつても非常に愉快だし、非常にこれはけっこうなことなんです。これには賛成であるし、そうありたいものだと思ふわけなんです。しかし、現実とは過程というものがあつてですね。せんだつても商工委員会では計量法のおりに見学に行けば、通産省管轄の検査所が、われわれ行くからというわけじゃないかもしらぬけれども、壁という壁、階段、それから廊下、全部張り紙で筑波

十万だとか、あるいは集積度の云々というような抽象的な形でずっと流れていくのですから、中間にあるところからは、おれのところはどうかんだらうという陳情がきておる。いろんなことが錯綜しておると思うので、その辺もう少し整理する意味ではつきりしたお考えを示してもらいたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君) これはまあ誘導地域は、工業の集積の度合いが、程度が非常に低いといふようなもの。人口の増加の割合が低い道県といえますか、これはまあほとんど減っていくといふような地域でございますから、北海道とか東北、日本海岸の地域、九州、四国、これはもう間違ひなく入ると思います。入らなきゃならないことでございます。しかし、ただ明確にできないのは、これはこれから都道府県知事とも十分その地域と話をしながら、あなたの県の理想的な姿はどういうものですかということも考えなきゃいかぬし、しかし、県が考えていることだけではいけないのであつて、それに対して政府が調整をする。しかし、そんなにはならないんですと、こういう

ものもありますから、そういうことで調整をしなければならぬと思います。ただ、そういう意味で、法律ができる前に全国的な地域を、ここは誘導地域でございましてというふうに明定はできないものであるし、またそんなに急ぐことでもなく、慎重に将来のひとつ青写真というものは政府も、それから地方も全部納得できるものでなきゃいかぬし、水もございまして、土地も、港湾とか、それから先ほど御指摘がありました公園とか、自然の景観美との調整もありますので、簡単に上から押しつけるわけにはまいらぬと思います。だから慎重に、しかし、スピーディに合理的なものをきめるといふことがいいんだ。

ただ、北関東というのは、この法律にいつているだけじゃなく、東京や千葉、埼玉、神奈川は非常に過密でありながら、そこから高速鉄道が高速道路で行けば三十分以内といえるようなところが過疎でがらがらである。おかしいじゃないかとい

をこのねらいにいたしましたので、業種の投資の内容等とは一応関係せずに、床面積で簡明な基準によりまして決定するのが妥当じゃないだろうか、こういうふうに考えたわけでございますので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○藤井恒男君　言われる意味はわかるのですけれどもね、実際出ていってほしい企業を考えるのと、それは重化学工業でしょう、資本集約型の産業ですがね。これは公害もあるわけです。そして労働集約型の産業ということになれば大体無煙工場、公害のない工場と見てます間違いない。だから、大阪からずっと京都までの間の阪急電車、国

電に乗ってもらったらわかるんだけど、あすこは昔から無煙工場ですよ、公害がないんですよ。ビール工場とか、軽機械工場であるとか、食品工場であるとか、あるいは縫製工場であるとか、だからあすこには煙がないし、いつも青空が理想的な立場になっておる。だから、そういうことを考えていくと、私はいまおっしゃる意味はよくわかりますよ。しかし、現実にもう持ちも下げもなげもぬこの状態、しかも、はっておけばこれが三倍にふくれて爆発するというものを間引こうとするわけでしょう、いってみれば、間引こうとするには追い出しが要る。そして受ける側の優遇策があつて、それが相乗効果をあらわして形が整つていくと思うんだけど、そのことを考えると、どうせやるならもっと徹底して出ていけるような事業地をつくる必要があると思うんですよ。だから、

大臣がいつも言われるように、いまのままでいったら八・五％のGNPであれば三倍になる、これ以上三倍になったらどうするんだ、人間も住めぬじやないか、だからこれは間をおけぬ問題だ、だから強引にでも何とかしなけりやならぬ問題だというわけだけれども、これでは、ふたを開けてもなかなかそれは思うような、先ほど言ったような東京がワシントンになるようなことは、とてもじゃないが私はできぬのだらうと思う。そこでやはりあと追い施策で次から次にまた法律を変えて、そして先取りのない形の、調整機能しか果た

せない政策しかできない、こういうようなことを繰り返すだろうという気がしてならないので、私はお伺いしたわけです。どうですかその辺。

○国務大臣(田中角榮君) 工場を移すということ、入ってくるものを入れてこないようにするためには、補助金を出すとかいうことだけではだめだと思ふですね。いろんなことでやらなきゃいかぬと思う。これは誘導政策として補助政策を一つとっているわけです。ところが、これが今度できますと工場を分散することになっておりますから、これができると禁止政策もあわせて今度できるわけです。いままで禁止政策をやりますと、憲法上憲法違反じゃないかと言われることもあったわけです。選択の自由ということも全然できないんじゃないかと。こちらのほうに出ていくならば税金も安くしてあげます、固定資産税も免税してあげます。免税するだけじゃありません。それは、いまの都市にあるものを売ったら帳簿価額はほとんどゼロになっているはずで、三百坪を中小企業が三十万円ずつといえ一億円であります。そうすればその一億円のものは帳簿価額は百万円になっているかもしれません。もう十万円になっているかもしれません。明治からずっと親子三代やっているならば一円から五円円になっていくかもしれません。それまでの圧縮記帳を認めて、設備は全部新しくなる。こういう政策があらわして行なわれるわけです。それで、それだけではなく、まだそれでも居るわろうというなら地下水のくみ上げは禁止しますと、増力は許しませんと、ガスと電気もこれ以上は増設は許しませんと、そして防音装置は厳密に要求しますと、それでもだめなら事務所税を新たに課しますと、こういうことになると傾斜がつくわけでありますから、そうなるのだんだんとこの政策は非常につきりするわけです。だから、ただ高い税金を払っても東京のまん中に父祖伝来の土地におりますと、こう言われればもうこれはしょうがありません。そうすれば、今度何年か以内には、住居専用地区の中に

おける工場は許さないということでもって禁止してしまおうということになるんですが、それをやるためにはこういう政策をスタートしなきゃならぬというところでスタートをさせたわけでありまして、禁止税、誘導税、禁止政策、誘導政策、いろんなことがかみ合わされて都会から出ていかなければ得だと、せめて火事が起こったら、うんと大きな補償をしなきゃならぬというところになると、火事が起こりそうところへは新たに自分の財産として投資はしないことにしよう、こういうことにやっぱりなるから、入ってくる人はそこで押えられてこれが壁になる。だからいまこの法律に書いてある条文だけでは完べきなものではないと。あなたから指摘されると、まだまだいところがあるじゃないかという点も考えられますが、しかし、スタートしておきまして、それでこの法律の目的というものはこれはもういさぐでもやらなければならぬ施策なものですから、スタートして完べきなものに、抵抗なくこの法律の精神が実行されるように、いろいろなものをこれから付加してまいるということでございます。

○藤井恒男君 これ私やめますが、いままで冒頭に申したように、ずっと大臣の演説を聞いておりますと、非常にバラ色でまことに大したものなんだけれども、しかし、実際問題として、これまでの政府がとってこられた経済運営のための政策というのは、まあいってみれば失礼かも知れぬけれども、どちらかといえば先取り政策じゃなく調整機能であって、やはりもっといえばそれは自由放任、あるいは自然発生にまかすというものであったと私思うので、それが産業の面に出てまいりますと、設備競争が起き、それが過剰生産を引き起こし、それではというところで、今度はカルテルを結成する。これがいままでのパターンであるし、輸出市場を見ても生産第一主義、それから輸出マインドの振興、そうすると外圧がかかる。したがって、業界に対して指導してオーダーマーケットでいかにくちやだめだ。それを一

生懸命やれば公取が入ってきて、おまえのところ国際カルテルだぞ、これは困ったことだといって、今度やるのはガイドラインを設定しなければならぬ。これは全部見てみると調整機能しかない。先取り政策というものがなければならぬ。今度の法案を見て、目玉商品というのは集中排除の追い出し法と、それから受け入れる側の私は優遇策とが相まっていかなければならぬけれども、これも当初の話が三百億に削られて、実に振りあげた手は大きいけれども、実際なかなか——空を切っておるといふことになる。したがって、非常に緊急を要するいい発想によるものなんだから、もう少し大胆に、次からこれを補完する意味でも十分なる施策を私、講じてもらいたいと思うわけです。これがあと追い調整機能しか果たせないようなものであれば、私は何のためにということになろうと思うので、その辺のひとつ決意を聞かしていただいて、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(田中角榮君) ほんとうにたゞいま御指摘ございましたように、いままでの行政、政治というのはあと追いでございました。これはそれなりの理由があるのです。財政というものの対しての基本的な考え方があったわけです。国民の税金を使うのだから、投資効率がよくなければいけない。ですから投資をしただけでそれが経済的に返ってこなければいかぬと、こういうことでございまして、そうするとやっぱり、車が三千台以上通るものを国道という、一年間に何十万トンの荷揚げがあるから重要港湾に指定する、一万人ずつの乗降客があるから急行をとめる、こういうわけだったのです。急行をとめればその町は大きくなるのです、実際、これは荒船国務大臣がやってたいへん問題になりましたが、しかし、ある意味から考えれば、これからは先取り政策というものはそういうものだと思うのです、これは、道路をつくれれば、道路の両側はあつという間に家ができて、じゃありませんか。誘導政策というものはそういうものであったのですが、いままでの財政とか、政治の基本になる考え方はそうじゃなかったのだ

す。これはもうこんなことをやると、新産業都市やいろんなことは全部選挙運動だと、このごろ工業再配置という問題は選挙運動だとは言わなくなったというのは、このままにしておたら呼吸できなくなってしまう。このままで人を寄せてきて、関東大地震と同じものが東京を襲ったならば、東京下町のある区の人間の生存可能性を言わなきゃいかぬようになってくる。被害者は一体何％ではなくて、東京都防災会議が研究した結果は、御承知のとおり、生存可能性は三％をこえないであらうということ、一〇〇％助からないということでありまして、そういうことからいって、これはもう議論なく分散をしなきゃいかぬ。せめて分散ができなくても、これ以上入ってきては困る。いまいる人の利益は守らなきゃいかぬということになっているから、これはまさか地方開発法であるとは言わないわけです。ですから、そういう意味で、いままであと追いで投資でありました。あと追いで投資であつても、もうどうにもならないから、車が多くなるから端を上げるということでありましたが、そうではないと私は思ふんです。新幹線などというものはこれはやっぱり新幹線計画をすれば今度は東京と一時間なんだから、そこへ工場団地を持っていくとも東京とあえて経済的に劣らないということになるわけです。そういう意味で、先行投資ということにほんとうに踏み切る、踏み切らなきゃならないということをお口に言われながら、制度が全部あと追いで投資だったんです。これはやはり北海道開拓の歴史のように、第二の先行投資であるということだけは——これはもう考え方はそうなんです。ですから、そうしなければ均衡ある発展ということではない。ある一定の、コンスタントな成長というものを遂げながら国民所得を上げ、国民生活を向上させ、実際において成長のメリットを国民が享受できないじゃないかということ、おそまきながら先行投資に踏み切ったと、こういうことでございまして、この法律立法の動機、精神、目的ということとをひとつ御理解いただければ幸いです。

○藤井恒男君 計画経済でいかにかぬです
ね。

○国務大臣(田中角榮君) まだそこまではい
ない。計画性を持った自由経済、こういうこと
です。

○藤井恒男君 はい、わかりました。

○須藤五郎君 まあ田中通産大臣の答弁聞い
て、非常な経緯が出てきて、もう総理の話
を聞いていよう。

○国務大臣(田中角榮君) いや、そういうつま
らぬこと言わぬで。(笑声)

○須藤五郎君 私も少し質問したいと思いま
す。まず最初、産炭地域振興事業団法につ
いてちょっとお尋ねしたいんですが、この法
が成立してもう十年を過ぎたと思うんですが、
この十年間に産炭地域振興事業団は一体ど
れだけの金を使っているか、ちょっと知ら
せていただきたいんですが……。

○政府委員(青木慎三君) 産炭地域振興事業
団が産炭地域振興対策の中核的実施機関と
して、昭和三十七年度に設立されて以来ど
れくらいの事業をしたかということですが、
まず、事業で申し上げますと、土地造成事
業におきましては、百三団地、二千八百五
十六万平米の造成を計画いたしました。そ
のうち八十二団地、千三百一十万平米の団
地が完成しております。そのうち九百五十
九万平米約七四%を譲渡いたしまして、三
百七十五社が新たに立地しております。

それから融資事業でございますが、産炭地
に進出してまいります企業に対する設備資金
を融資しておりますが、これは約五百十四
億円に達しております。で、この融資対象
企業数は全部で千六百七十七社ございま
す。

この進出してまいりました企業が雇用し
ました総数は約六万三千人、そのうち炭
鉱職者あるいはその子弟を含めて計算いた
しますと三万一千人、五〇%が炭鉱関係者
でございます。これらの企業の生産額は約
年間五千億円に達しております。

その他工業用水道事業、工場建物貸与事
業及び

出資事業の業務も円滑に推進されてお
ります。

○須藤五郎君 ここ過去十年間に相当の
金をつぎ込んでおられるわけですね、産炭
地域振興というところによつて。ところが、
私が聞いてみると、これによりまして、九
州並びに常盤、北海道の炭鉱地帯、あま
り産炭地域振興の名に値するような事業
が行われていない、そういうことを私は
聞いておられるわけなんです。それだけの
金とこれだけの年月を費やして九州ではど
ういうことが実際になされておられるの
か、常盤ではどうか、北海道ではどうか、
日本全国的に見て地域別でどうい
うことが行なわれておられるか、その
点ちょっと知らせていただきたいんです。

○政府委員(青木慎三君) ちょっといま手
元に地域別の数字は持っておりません
が、先ほど申し上げましたような事業を
やっております。先ほど若干省略いたしま
したが、この産炭地域振興対策とし
ましては、総額で予算、財投合わせま
して約八百四十億円の金をつぎ込んで
おります。ただいま申し上げましたよう
に、企業としましては団地に入りまし
た企業が三百七十五社ございまして、
そこに進出してまいりました企業に融
資いたしまして、対象企業数は千六百
七十七社でございます。

ただ、産炭地のあとと申しましても、
いろいろ立地条件がございまして、こ
ういふところに企業を誘致しますの
に非常に困難を感じておられることは
御指摘のとおりでございます。ただ、
九州におきましても十年間、ようやく
このころは産炭地も復興のきざしを
見せてきたというふうなわけでは考
えておりますが、これからなお一
そう振興していくことによつて、従
来の産炭地の繁栄を取り戻すことが
できるのではないかと考えています。

非常に時間がかかっておりますのは、
企業誘致が非常にむずかしいとい
うことと同時に、なかなかほん
とに企業が移るといふことはむず
かしい事態にございまして、今度の
新しい立法によりまして、こ
ういふことができると、なお一
そう産炭地の復興は進むのじやないかと、こ
ういふふうに考えて

おります。

○須藤五郎君 そのあなたがあとで述べ
られた点を私は具体的に聞きたか
ったんですが、私たちが産炭地域振興
事業団法を審議したときに、これ
はたして所期の目的達せられるか
どうかという点に大きな疑問を持
ったわけなんです。で、一体その
後産炭地の閉山地などがどうい
うふうにいっただけで、まあ常
に私も関心を持ってきたわけなん
ですが、どこへ行ってあんまり
りっぱなことになっていないわけ
なんです。成果があがっていない
ことを私は感じているわけなん
です。そうすると、まあ立地条件
が悪い。ある人は、九州の炭
鉱地帯なんかはもう立地条件だ
めなんだ、立地的にむしろまだ
北海道のほうがそういう面で希
望が持てるけれども、ああいう
九州の産炭地、閉山したところ
へ工場を持っていくとか何と
かということを言っている。そ
ういふことは全然あり得ない
んだ。水もない、あるいは道
路もない、交通は不便だとい
うようなところどうしてそ
ういふ所期の目的を達することが
できるかというのを言う人も
あるわけなんです。私は、確
かにそのとおりじゃないかと思
うのです。そうすると、これま
での産炭地域振興事業団法とい
うものは、所期の目的を達して
いないんじゃないかということが
私には言えるように思ふので
す。もっと私たちがあの法律
で成果があがるものというふう
に実は期待しておったわけなん
です。ところが、期待はずれな
んです。私たちが見ますとね。そ
こで通産大臣は、今度の工業再
配置法と産炭地域振興事業団
法とを、これを結びつけて、こ
れまでできなかったことが、こ
の今度の法案でいくようにとい
うふうに通産大臣考えていら
っしゃるだろうと思うんです
が、そういうところなんじや
ないですか、通産大臣。

○国務大臣(田中角榮君) 産炭地とい
うのは、確かに困難な条件にある
ことは事実です。これは、石炭
が出たということでもって工場
ができ、村ができ、部落ができ
た次第でございますから、石炭

が終閉山すれば石炭を掘ったもの
を出すというわけでございます
が、これはすべての工業立地とし
ての最優先的な条件をそろえて
いるものではない。第一、港は
ないし、それはいいところがない
んです。しかし、産炭地とい
うのはそれなりの設備もあるし、
地方自治体も存在しますし、こ
れは終閉山ができましたとき
には相当部分がまだ高度成長
の中にございました。ですから、
東京や大阪その他県庁の所在
地に出て働くことができたので
す。だから社会的混乱もなかつ
たわけなんです。ところが、今
日のように五%くらいしか経済
が伸びないというところになると、
なかなか東京や大阪に出てく
るというわけにまいらないわけ
です。これは、いろいろな数字
が出てくるのです。これは、美
唄炭鉱を一つとってみてもわか
るのです。八万人が六万人にな
り、やがて四万人になり二万
人としていく。この人たちの追
跡調査しますと、みんなほとん
どが大きなところへ出ていく
わけなんです。東京とか大阪と
かというところへ出ていくわけ
です。家族全部で労働できる
、就業の機会が多いというこ
とで、そのために地価が上がり、
そのために住宅を幾らつくつ
てもどうにもならない。そのた
めに公共投資の投資効率が非
常に悪くなるということを考
えると、これはたいへんなこと
なんです。先ほどもちょっと述
べましたが、全国で車が一台ふ
えると五十万円の道路維持補
修でできるものが、東京、大
阪は三十倍の千五百万円かか
る。これは事実なんです。千五
百万円以上なんです。そういう
ことから考えますと、やっぱり
国の政策としては、産炭地の
振興というふうなことは当然
考えなければならぬわけでは
ない。この町ぐるみ、家族ぐる
み出てくることによって、五分
の一は社会保障対象人口がふ
えるわけですから、だから投資
効率という面からだけ投資を考
えるというわけにいかない。

だから、先ほども石炭部長述べ
ましたように、効能があつたん
です。六万三千人の人が雇用さ
れたし、それだけではなく、昭
和三十五年の出荷額

を見ますと、名目で一兆円だったのです。ところが四十五年度は、産炭地域全体の工業出荷額は三倍の三兆円を名目こえていたのです。ですからその意味では、産炭地域振興事業団のメリットはあったのです。その意味ではありました。三兆円の名目所得は、これはもし産炭地域事業団がなかったらもう非常に低いものになったと思うのです。その計算は、私は大ざっぱでございすが、できるであります。先ほど申し上げたように、団地はつくったけれども、まだ団地はつくったまま遊ばしているじゃないか、地方公共団体、利息払っているじゃないかという面は確かにあります。あります。しかし、それなりに産炭地域振興事業団が投資をし、鉱害復旧を行ない、整地をし、団地をつくって、さあいらっしゃいというところまでやった効果は、少なくとも三十五年、まだ産炭地が動いておったときの工業出荷額の三倍、現に四十五年度は計上しておりますから、それだけの理由はあったと、メリットはあったということに認めざるを得ないと思います。ただ、事業の誘致だとかいろんなものからいうと、もともと土地が売れて工場が来ると思つたら来なかつたじゃないか。それはまだ、東京や大阪の県庁の所在地に集まるほうがメリットがあったのです。今度はそうじゃないのです。それは東京でもって石炭をたくさんといたら、これは公害でもって絶対だめだ、産炭地なら石炭をたいても、暖房用の石炭をたいてもよしということになりますし、案外見直しが行なわれてきたということです。

私は産炭地域振興事業団法でも、それから新産業都市建設促進法でもいろんなものを見ますと、どうももう少し、まあこれは財政的にいろいろな制約がございすが、やはり外国でやっておるようなテナシバレーにしても、いまのニュータウン法にしても、ブラジリアにしても、やる時はもともと自然に流れるのじゃなくて、急激に流れが変わるような政策的な段階があるんです。そのためには少しゆるやかたかなという気もしないではありません。しかし、それはそれなりに批判

もあるが、実績もあつたわけですから、今度はこれから大きくなる工場というものは新しい全国の工場立地、工場の適正化をはからなければいかぬ。政府はそのために、こういった法律を用意いたしました。それで一番初めは、産炭地の振興をはかつていくために二重写しになります。こういうことでありますから、これからは産炭地の振興も非常にはかられると思うんです。それで、いままでの例を見ますと、進出企業は一億円以上のものが一％、九十企業にすぎない。大部分が中小企業である。北海道等立地条件に恵まれない地域については、必ずしも企業進出が円滑に行なわれない等の問題がございすが、これはほんとうです。ですが、今度こそ北海道とかそういうところに水もつくってあげます、それから固定資産税もまけます、金も貸します、道路もつくります、鉄道の駅もつくります、こういう工場進出が可能になるような誘導政策を行なうわけですし、大企業そのものも地方にいけば縫製工場だけが産炭地に行くということではなく、今度は軌道に乗ると思うのです。乗せなくちゃいかぬと思うのです。ただ、もう産炭地の地域を永久にそこに閉じ込めておくためには、いかなる犠牲を払つてもやるんだということではないのです。産炭地というものは、ある一つのレベルまでの政策を行なえばちゃんと社会的な活動ができ、日本の経済発展に貢献できるという限度があるわけでありまして、そういう限度を考えながら、産炭地だからどこまでも社会保障と同じようにつぎ込むというのではない。そういうことではなく、いままでも産炭地域振興事業団法等でもって産炭地の振興をはかつてきた法律の精神を見守りながら産炭地振興をやつてまいらう、こういうことでありますから、そのようにひとつ理解していただきたい。あなたの言われることはよくわかるのです。産炭地だからといって、どこまでも税金をつぎ込んでやるのか、そういう考えではないのです。しかし、この法律は二つ合わせれば産炭地がかりつぱになる。こういうことですので、御理解いただきたい。

○須藤五郎君 これまでの産炭地域振興事業団法は、所期の成果をあげてなかつたということだけは大臣も認められた。

○国務大臣(田中角榮君) いや効果はあげた。

○須藤五郎君 私は、その点をひとつはつきりしておかなければならぬ。これは大臣のおっしゃる、これからこの法案ができたらしいことなしに、これにいくんだというところにつきましては、これはもうまだ未来のことですから、宿題として残しておきましよう。大臣が幾らおっしゃつても、ああそのとおりつぱにまいりますと、私も相づちを打つわけにはまいりません。大臣にひとつ大いにやつて見せてもらおうということなんです。いま大臣、石炭の産地だからどんどん石炭をたいても、もうやかましく言わぬだろうというの、これは少し私は……。

○国務大臣(田中角榮君) どうもあなたはそういうところばかり取り上げる。

○須藤五郎君 そういうことじゃないのです。やはり石炭の産地というものは石炭をどんどんたいて、公害が起こればそれは文句が出ますよ。あなた、いまそういうふうな極論をしたのだと私は解さなければならぬのだが、そういうふうにとれることをおっしゃつたのですが、そうじゃないということですね。やはり公害はどこでも起こしてはいかぬということだけは頭に置いていただきたい。

今度工業再配置法に移りますが、この法律が、過密地帯から工場を移転させるのに効果があるのかどうかという点ですね。たとえば、東京、大阪、及び周辺のコンビナートにある鉄鋼や石油の工場が移転するのとかどうかという点が一つですね。過密を解消するとならば、こういうところを手をつけたらなかつたならば、私は過密解消ということにはならないと思うのですが、大臣はどういうふうに考えていらっしゃるか。

○国務大臣(田中角榮君) 過密解消には二つあると思うんです。これは、いまあるものが分散をすれば過密解消になります。もう一つは、はって

いたら驚くべき過密に拍車をかけるものを、歯どめをして現状で維持するということになれば、これも過密排除であります。そこが問題なんです。ですから、先ほどから申し上げておりますように、八十兆円の国民総生産が年率五％ずつふえていく、七・五％ずつふえるか、八・五％ふえるかは別にしまして、一〇％になると六十年には三百四兆円になります。こういう計算が出るでしょう。四十五年比較で八・五％——木村経済企画庁長官が予算委員会で述べましたとおり、八・五％ないし九％だと思ひます。これは高い、かもしれせん、内容によつて違いますから。八・五％で計算すると、六十年には二百四十八兆円、二百五十兆円になります。そうすれば、結局八十兆円の三倍になるわけでしょう、三、八、二十四ですから。三倍になれば、はってにおいて自然発生をすると、東京や大阪も三倍になるわけですね。そうすると、この工場がこれから三倍になったら、へんでありますから、東京や大阪はせめて一倍半でとどまてもらいたい。そのかわりに、あとの残りの一倍半というものを三倍のところへ割り振れば、ある地域は四倍にも五倍にもなるわけですね。ですから、平均して三倍か四倍にしないで、北海道は六倍にしたい、東京は一・五倍で押えたい、ということとは、これは政策的に考えざるを得ないのです。どうしても。これはもう一番よくするのは、北海道には金もかかんし、土地も無償で提供するし、税金も取りませんし、法人税を免除すると言へば、これは行くんです。それだけじゃない。東京、大阪の一定の過密地帯には税金を五倍取る、こう言へば、一発できまつてしまふけれども、それは政策ではないと思う。ですから、あるところは、過密地帯は入つてこないように抑制をする。出ていく人には何か金も貸しますし、圧縮記帳制度も認めるし、あるいはあつた地も買つてあげます、ということも申し上げなければなりません。出ていくなら、向こうに土地も提供します、道路もつくります、工業用水もつくります、ということをやらなければ出ていかないじゃないやありませんか。

そして新しく入ってこないように、これから当然に増大するであろう新しい設備は過密なところではなく、過疎の地帯につくってもらおう。そのかわりに、それなら経済的に合わなければいけませんから、経済的にベイするような、比較しても東京へ来ないほうが利益であるというような制度をつくらう、こう考えたわけでございます。

またそこでもって、さっきのようにあげ足をとられると困りますが、あなた、どうも私がるる申し述べていることの1%をとって議論されるので困るのですが、これはやはり知識集約型産業にウエイトを置かなければいかぬと思いますけれども、やはり経済は拡大するのですから、鉄鋼も石油化学も必要とする。それは十年前にむつ製鉄をやめたのです。あの規模のものではやめなければいかぬ。国会でむつ製鉄をやめたことは政策的に失敗だったと皆さんに言われたのです。しかし、十年後にはその二十倍の下北製鉄をつくらなければいかぬ、こういうことになっているわけですから、そこが日本の経済は拡大するのですから当然のことなんです。下北半島はとにかく、製鉄所でもって基地にしなければいかぬ。それだけじゃない。やはり苫小牧も、それから釧路の湿原地帯とか、秋田湾とか、中海干拓地とかいろいろなものが出ております。志布志もそのとおりだし、宿毛もそのとおりだし、橘もそう。有明干拓もそのとおりだし、うらふに見直しが行なわれているというところでございます。そういうことによって、農業地帯として湖を埋めて米をつくらうとしたところが、泥炭地でもうならないなかつた。考えてみたら、一つの基地としてはこれは新しく考えると、米よりもはるかに国民総生産に寄与すると考えれば、それは工業基地としてもいいじゃありませんか。阪神や京浜地区に全部寄ってくるということになったら、それはもうどうにもならないような状態になりますから、せめてこれからは産業の内容もいいものにして公害を出さないという、絶対的にそういう条件にしながら、ある程度一定の成長のメリットを国民お互いが受けて、子孫の

ためによりよき生活環境を残そう、こういうことでございます。そういう意味で、さっき、北海道でありますから石炭専焼火力もできますといううのは、北海道という広いところですからということと言ったので、産炭地だからというふうにはおとりにならないように、念のため申し上げておきます。

○須藤五郎君 いまあなたの意見聞いていますと、半分までは、三分の一くらいは私も賛成して、いい意見を持っていらつしやるように思うのですがね。あとの三分の二はやはりちょっと考えが違うのです。過密地帯をなくすというところは、今日もう東京と大阪はすでに過密なんです。その過密を私は処理しなければならぬというのがまず第一の眼目でなければならぬと思うのです。ところがあなたの話を聞いてみると、東京のような過密のところへ新しく工場を持ってこぬように、それが一つの——過密というものの考え方は二つあるとあなたがおっしゃった。だから、持ってきて、これ以上の過密にしないようにというのも一つの考え方、それから、これ以上持つてこないためには過疎地帯へ新しい工場は持つていくようにするのだ、こういうふうになつてくると、過密地帯をなくす法案だと言いがた、実際には私に実効がないと思うのです。そういうものの考え方で行くならば、東京と大阪にあるほんとうの公害をたくさん起こしている工場、この過密地帯でたくさん迷惑をかけている工場をこの法律によつて過疎地帯へ移すなり、あるいは公害の迷惑をかけないような方法でよそへ持つていくというなら私はいいと思うのですがね。東京と大阪はもうこのまま手をつけないというふうなところに重点がいくという、これはおかしいと思うのです。大臣、あなたの話を聞いてみると、そんなふうな気がするのです。

○国務大臣(田中角栄君) 須藤さん、あなたは御自分の発言だけじゃなく、ずっと皆さんの御質問の間あなたも耳を傾けられておったと思うのです。そういうことをずっと聞いておらなかったと

いうならこれは別です。しかし、私は毎度申し上げているのです。質疑応答が続けられております。これは過密の弊害ということはおもう全くいまでもそのとおりです。ですから過密の中から追い出さなければいかぬ。追い出すということ、追い出し税やそういうものもやらなければ出ていきません。出ていきませんが、少なくともいまあるものに追い出しをやる、禁止をするということだけでは解決になりませんから、まずスタートをする場合には、出てきてくださるならば、東京におけるよりも、大阪におけるよりも税金が安くなりますよ、土地も広くなりますよ、こういう誘導政策が先行しなければならぬというところは当然じゃありませんか。そしてまず、出ていくほうに先行させて、そうすれば当然今度は工業用地のくみ取り禁止をし、住宅地域の中における工場は禁止をする。だんだんだんだんと禁止になっていく。事務所税は創設される、公害税も創設される。それだけでなく、禁止税として三段階の税制をつくらう、こう言っておるわけですか。北海道は安く、それから中間地帯は現行のままで、過密地帯は高く、こうしなければだめです。この高くするという禁止税的な税は来年はつくりたいと思いますが、ことはできなかったんですということをおっしゃっているわけですか。

なぜかという、千五百億に及ぶ一・七五の暫定税率がことしは手がつけれない状態でございしました。そのかわりわずかでございしますが、大蔵省が予算を税とは別に三百億の二分の一、百五十億出しますから、ことしは税とは関係なくこの制度を発足させましようということ、これは閣員の一員としてしようがあるかもしれませんが、理想的なものができるればやれぬということとは言えない。そういう意味で、まず制度をスタートさせようというのを考えたわけです。ですから、東京から言うなれば集中排除です。これは集中排除法である。集中排除法ではありませんが、それだけでは済まない。出たあとまた入ってきたら困るから、だから、入ってこないような歯どめになることも

考えなければいけません。そういうことは当然のことじゃありませんか。そうして工場は出なければならぬようなまた情勢にあるんです。それはもう機械が耐用年数がきておるから、新しい機械に更新しなければならぬような時期にもきています。もう一つは、公害防除施設を併設しなければならぬようになっていくんです。だから過密地帯における企業は、大企業、中小企業たるを問わず相当膨大な設備投資をしなければならぬ時期にきていくんです。そうすると、隣に脱硫酸装置を一つつけるにしても、いまの土地の三分の一というような隣接に土地を求めなければならぬ。坪三十万円とか五十万円もするものを求められるはずがない。ですから何とかして適地があれば移動したい。新しいどうせもう公害税とか、事務所税とか、禁止税、追い出し税をかけられることはもう目の前にあるんですから、誘導税制をやつていろんな助勢の法ができた腹をきめて移ろうとしていることは事実なんです。そういう好機を見がしてこの法律を出さないとしたならば、政府は、責任を追及されるべきであります。ちゃんとした法律を出しているんですから。それは完ぺきじゃありませんですけれども、それはなさなければならぬことをやるということにしているんです。だからあなたも私の真意を十分承知しながら、ちょっと何か引用すると、その部分だけは、これはひとつごかんべんをいただきたい。

○須藤五郎君 曲解しているが正解しているかは今後のあなたの手腕をながめることにいたしますが、いまある過密を早く解決せよというのが私たちの願いなんです。そこがちょっとニュアンスが違ふんです、あなたのおっしゃっていることは、それで大臣も、いまある過密をなくするんだとおっしゃる。それならば大工場を移転させるということがあるようになってくるわけですよ。それはあなたもいまのお話でそう考えているんだ、そのためにはいろいろな税金面や、いたたまれないようなことにだんだんしていくな、そう言うともた

言い過ぎとおっしゃるかもしれないけれども、そういうことですよ、一口には。そうすると私は、その次にそれを言いたかったのですよ。もしもそれをおっしゃるならば、効果のある追い出し規定をつくらなければいかぬのじゃないかということをおっしゃる言おうとしているわけなんです。それはあなたも御賛成、そういう方針でいこうとおっしゃっていますから、もうこれはこれで置きますが、そういうふうにしてできるだけ私たちの考えている、今日困っている過密を早くなくしてほしい、こういうことですよ。

東京の通産局は、茨城、栃木、群馬の北関東三県のかんりの部分を誘導地域に指定すべきだ、こういうふうな考えでいるということが報道されております。これは日本経済新聞にもそういうことが出ておるわけですが、再配置は都心からせいぜい百キロラインにとどめるといふことになるわけですね。この案によりますと、過密地帯もドーナツの輪が広がるということに私はすぎないように思うのです。こういう方針でいくなりたいという過密地帯の解消にならないんじゃないか、多少ちよつと輪が広がるにすぎないんじゃないかといえるのですが、大臣、どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(田中角榮君) 同じ御質問がございましたから、先ほど考え方を披瀝いたしておきました。これは北関東というのには、特に茨城、栃木、群馬の三県でございますが、東京や神奈川、千葉はこのように過密でありながらわずかに半径百キロ、百キロを延ばし直線距離でいうと水戸でございます。水戸がちょうど百キロでございます。そういうようなところが全く東北と同じような状態では困るんじゃないか。そういう意味で、せめて東京にあって、住宅地域の中にある中小企業、しかも公害を伴うものは困るが、住居専用地区で十分やっていけるような軽工業、住居専用地区の中でも動力の馬力制限をつけておれば現に操業しているものもあります。そういうものが北関東に団地をつくって、しかも、きちつと遮断緑地もある

ようなところに移ってもらったらどうか、それはちょうど筑波移転にもあります。筑波移転にも似たものであります。そういうことにすれば東京や神奈川や、日本橋の道路元標を中心にして半径百キロの首都圏の中で、半径五十キロ圏という超過密な状態は都市改造もできるんじゃないかというふうなことで、北関東の各府県が北関東開発ということを考えたことは事実です。私も承知しております。東京湾が全然どうにもならぬから、その場合には霞ヶ浦の先の湖をちよつと堀り込みますと、ここで関東の周辺を鉄道と道路を通すことによっていまの過密地帯との間には大きな遮断緑地というものをつくりながらできるんじゃないか。これは私は、その程度の理想的なものなら考えられると思う。

それで私は、東京湾を埋めて立てて工場を誘致しようという案には反対なんです。大体そう考えるのですが、これ以上東京湾を埋めて立てて大工場を持つてこれらたら、空気が、第一呼吸できなくなるからさらに問題にはならないということ、私もあまり賛成しなかつたのです。そういうことは、どうしても東京に現にある中小企業や軽工業があるいは自分の墳墓の地に帰るなら別であります、遠くは行けないということなら、関東周辺に理想的な団地をつくれれば収容はできるんじゃないかという考え方。ただこれは、この法律による誘導地域にするのかしないのかというところは、これは慎重に検討しなければならぬ。全国のあるべき姿、理想的姿の中で北関東をどうすべきかというところでございます。これは事実そうなんです。さつき阪神の問題も申し上げましたけれども、それは姫路や神戸はたいへんな過密である。しかし、同じ兵庫県の中でも但馬のほうなどはこれは人口過疎地帯で、まだ土地も、水も、労働力もなかなかあるわけですね。しかし、ここは軽工業地帯、精密機械工業などの地帯なら適地かもしれません。これはいつでも問題になつていふところでしょう。一人の当選票が三万票だといふので、いつでも問題になる地域が同じような……。

○須藤五郎君 それは私たちも考えておりますよ。

○国務大臣(田中角榮君) ああそうですか。だから、やっぱりそういうことは背後地としてどういふふうな調整するのか。鳥取県とあの山陽地帯をどう結ぶのかということと同じことだと思つたのであります。広島と島根県を結べば四、五十分、三、四十分で高速道路で結ぶのですから、この水と、この土地と、この労働力をどう調整するかという問題は、これから考えていかなければならぬ問題であつて、この誘導地域というものは、都道府県意向も十分聞きながら、慎重に検討いたして決定したい、こういうことで理解をしてよろしゅうございます。

○須藤五郎君 いま大臣もおっしゃつたように、兵庫県の但馬地区、あの辺は、みんな都会に農村の人たちが働きに出るわけですね。そのために過疎地帯になる。日本じゅうで一番の過疎地帯になつてしまつて、あれから鳥取、島根にかけまして。だから、そういうところは公害を起こさないような企業を持つていって、農村の人たちが農業をしなからでも安心して働いて、家を離れなくても働けるようにしたらどうだといふ、私たちがそのことは党としても考えておるわけなんです。

それで、しかし、通産省のこの資料によりますと、工場用地は昭和四十五年十三万ヘクタール、これが昭和六十年には二十八万ヘクタール必要である、こういうふうになつていふですね。これから十二、三年の間に十五万ヘクタールという膨大な用地が必要であることになりまして、どこにこの膨大な用地を見つめるのか。大規模工業基地で何万ヘクタールを一体見込んでいられしやるのか、その点。

○政府委員(本田早苗君) ただいま御指摘のありました工業用地は、六十年に一〇%の成長率で成長した場合の鉱工業生産を行なうために必要な場合に二十八万ヘクタールといふことでございます。そういう条件でお聞き取り願ひたいと思ひま

すが、その場合の増加分は十五万ヘクタール、われわれとしては、それを一応試算いたしましては内陸で十萬ヘクタール、臨海で五萬ヘクタールのうち、指摘の大規模工業基地としては一萬五千ないし二萬ヘクタールのものが必要ではなからうか、こういうふうな試算をいたしております。

○国務大臣(田中角榮君) ちよつと……。これは、二十八万ヘクタールということ、私も、事務当局の試算をこのまゝ一つの数字として、参考資料として提案しようといふことに賛成しておるわけですが、これは、計画がずつと詰まっていりますと、これがもつと大きくなるかもしれない。それはなぜかといふと、工場といつても、いままでのように敷地の五割建てられるといふような工場では、これは困るんです。工場は敷地の一万坪に対して三千坪でなければならぬといふような、住宅制限と同じような制限が必要である。道路も広くなり、遮断緑地も必要には。そういうことになりまして、まあ遠くから見ますと、特に海岸の自然環境などを守ることになりまして、建物の色とか、建物の高さとか、そういうものまで景観上も制限されてくるんです。美観地区や風致地区における建物というのは制限を受けるにきまつていふのです。公害の問題、自然環境の保護の問題と景観上の問題から考えて、またほんとうにこまめくともう利益追求型ではだめだ。破れたトタン屋根で、こんなに破れたトタン屋根でもつてさへもやっておるのだから、配当はできないんだ、月給は上げられないといふようなことではだめなんだ。これは、もうほんとうに理想的に、外から見て病院か、事務所か、研究所か、工場かわからないようなものにはなければ、私は六十年代の産業といふものにはならぬと思うのです。そういう意味からいいますと、いまおっしゃいました二十八万ヘクタールといふものに十五万ヘクタール足りないのだといふことは、これは立体化して、いままで平家だった工場が、軽工業は五階にも十階にもなりますから、

いままでのような計算では申し上げられませんが、しかし、十五万ヘクタールというものはもっと大きくなって小さくはならない。それは工場の生産量が増えるというのではなく、工場というものがもう少しとも明治初年の小学校ぐらいの環境でなければならぬ。これは新しいものがないからであって、もうすでにナショナルの南九州の工場は、白亜の、遠くから見れば青い松の中にまっ白い工場ができておる。そこで若い人たちが定着するように、もう優秀な経営者はちゃんと着目しているわけですから、そういうことで、公害調整の意味からいっても、十五万ヘクタールというものは大きくなる。それを日本に求めることはむずかしい。それは十分、局地ではなく、内陸部もいろいろなことを考えてやるわけでございますし、総合農政をやるときに、例の休耕をやるうというときに、この計画が早く一緒ににならないかとさえ考えたわけでございますから、そういう意味で無理な坪数ではないということだけ申し上げておきます。

○須藤五郎君 それは私も、ソビエトや多くの工場を見ました。あなたがいまおっしゃったような工場になっておるわけですね。工場の中に庭園があって、屋の休みは労働者がそこでベンチに腰をかけて本を読むことができるという、そういう工場か何かからぬという工場になってますよ。日本の工場と比べると大きさも違った形になっている。日本の工場も早くそうならなければならぬと思いますよ。大臣がそういう工場を夢見てやっていくという方針だから、私は大いにやられたらけっこうだと思えます。

そこで、大規模工業基地開発は、むつ小川原株式会社や、苫小牧東部開発株式会社などの第三セクターと呼ばれるものの手を進められておりますね。その第三セクターに対していろいろな批判が今日あるわけですが、大阪市立大学助教授の宮本憲一さんはこういうふうに言っておりますが、大臣、これに対してどういふ御意見があるか。住民の意思が結びつかないままでお金と

権力が結びついた。住民の側からしたら一番都合の悪いセクターですね。六〇年代を通じて自治体が旗をふっておこなった開発が批判されたのは結局それが企業のためだったということでしょう。ところがこんどは企業そのものが前面に出てくる。失財したときの責任はどが負うのでしょうか。責任の所在がいつそうひどくなるセクターです。」という意見を宮本憲一助教授は述べております。大臣どういふふうに……

○国務大臣(田中角栄君) そういう発言があることは承知しておりますし、これは謙虚に承るべきでございます。ただ、公害を除去するためには工場はやめたほうがいいのだというように感じています。そういうものと一緒にはならぬと思うのです。これはやっぱり日本の工業というものは、ある程度コンスタントに伸びなければいけない。伸びなければ国民生活の向上はないというわけですから、これは労働者の福祉のためにも、すべての日本人のためにも、やっぱりある程度の生産というものは伸びなければなりません。そうするとどこかで生産を続けなければいけません。そういう意味で大規模基地というものが必要である。これはただごま塩のように農村地域工業導入促進法や、離島振興法や、産炭地域振興法だけでやれるわけじゃありませんから、工業というものの対してちゃんとした年次計画で、長期的な展望に立つてやらなければならぬことは当然なんです。そうすると、いままでも産炭地でも下請の下請だけしか行かないし、どうも景気の波動に対して非常に弱い。もちろん国際的な景気波動に対しては耐えられない。行ってすぐ開店休業である、給料も未払いであるとか先ほど御指摘がある。そのためにはある一定規模のものの基幹産業を移さなければだめだと、これは少なくともそうしなければならぬというところは事実なんです。そうすると、やはりある一定規模というものが、二十五万とかというものが地方の中核都市だというように考えると、同じようにやっぱりワンセットのものをつくるとか、ある一定規模以上のものの開発を行な

うということこれはやっぱり避けがたいし、やっぱりそれが合理的なんです。そういう意味でつくったのが鹿島新工業港であり、それから御承知の四日市であり、それから水島であり、もっと言えるのは大分湾であります。これが四つとも日本の工業力というものはすばらしいというくらいにさあつてきたんです。できたら、どうも計画がこんなにならざるなら道路は倍にしておくべきだったと、先ほど申し上げたように工業団地の中には遮断緑地をつくるべきだ、工場敷地の三〇％は緑地として制限すべきだったというようにいろいろな問題が出てきたわけです。

ですから今度第三セクターでやる場合には、そういうふうな基準を明確にして、そして今度はいま指摘をしたようなところで文句を言われたような、そういうことが起こらぬで、これはやっぱり七〇年代の日本の工業基地として、工業とはやはりすばらしいんだというふうなものをつくるには、やっぱりそれなりに全部民間の恣意にまかしてやらせるべきじゃない。これは政府も体制金融とかいろいろな制度もやりながら、こういう法律の中で調整権もあるようにして、少なくとも地元も納得をするようなものでなければならぬと、こういうことでは御説明申し上げている。ですから、志布志湾などでも先ほど申し上げましたようにいまはこれは開銀で、体制金融でもって貸せることになっております。さあおやりなさい、おやりになる意思があれば政府はちゃんと制度は用意してございます。しかし、あくまでも地元が賛成をしなければなりません、地元の住民の意思が前提でございます、こう言っているのですから、政府はほぼ完べきな体制をとっている。こういうことでございますので、ちょっと私の発言も十分考えていただいて、ただ、こういうものはよくない、住民の意思の無視だ、こうきめつけないで、避けがたきものであったならば、政府は制度上こうしなさい、こうしてやるべきであるという建設的な意見を出すことが望ましい、こう考えております。しかし私も、そういう御意見があるので、

政府は謙虚に考えております。

○須藤五郎君 おそらくこの宮本助教授も生産をためてしまえと、こんなことで言っているんじゃないと思うのですよ。やはり工場を建てるならばそこに公害を起こさないようにちゃんと配慮をして、公害が起これないという結論を得てから工場を建てなさいと言っていることだと思ふのですよ。四日市でもそれから大分湾でも鹿島でも、そういうことをしないでどんどん工場を建てるだけ建ててしまふから、今度は公害が起これて困るのでしょう。常にそれがあとを追っかけているような形、こういうやり方は私はいかぬと思うのです。その点をばっちり大臣含んでおく必要があると思ふます。

それで、政府は六日の閣議で、公共事業の施行に伴う環境保全対策をきめましたね。これは第三セクターの行なう大規模工業基地開発に対しても当然当てはめられるものと私たちは思いますが、そこはどうなんですか。

○国務大臣(田中角栄君) 先ほどから申し上げておりますとおり、環境の整備、自然の保護ということはもうすべてに優先をしてすべての政策の前提にしよう、こういうことでございます。利益追求型ではない。これは全然利益追求を無視するわけにもまいりません。まいりませんが、生産第一主義はいけません。だから後代に、これからの投資はなかなか大きな投資になりますから、後代と言わなくても次代の国民のためになるようなものでなければならぬ。そういうことを公共投資の基本としたしておりますから、環境整備はすべての公共投資において原則となるというふうに御理解いただいてけっこうでございます。

○須藤五郎君 最近ストックホルムで国連の人間環境会議が行なわれておりますね。そこで大石環境庁長官が演説して、こういうふうに述べていらっしゃいますね。GNP向上が人間幸福への努力の指標と考へ——日本国民がですね、指標と考へ、「これに最大の情熱を傾けてきたが、その考えが誤りであることに気がついた。」と、こういう

ふうに大石さんおっしゃっていらつしやる。また、「日本国民の間に深刻な反省が生まれてきたことは当然で「だれのための、何のための経済成長か」との疑問が広く提起され、健康で明るく豊かな環境を求める声が高まり、経済成長優先から人間尊重へと政治の方向も大きく変わることになった。」という発言を大石さんがしていられつしやるわけですが、今後の経済成長率を一〇%とする工業再配置の思想は、深刻な環境破壊をもたらした高度経済成長、GNP至上の思想であり、人間尊重を唱える大石案と矛盾しておるようには私には思いますが、このようなGNP至上的なものの考え方というものはもう改めるべきであると、こういうふうに私も思いますが、通産大臣も御同意でありますようかどうかでしょうか。

○国務大臣(田中角榮君) 間々申し上げておるのをごさいますか、一〇%成長をやらうというんじゃないという事なんです。五%なら百五十二兆円、七・五%なら二百六十六兆円、八・五%なら二百四十八兆円、一〇%なら三百四十四兆円でございます。いままで低く低くばかり見ておりましたから、どうもやってみると二〇%ぐらいも私ども対前年度予算をふやして、その二〇%を公共投資に振り向けながら、今日になってくると社会資本のアンバランスはかくのごとき状態でございまして、生活環境は破壊されているじゃありませんか、それじゃだめだ、そういうためにはどうするか。潜在成長力は一〇%であります、こう言っておるわけなんです。潜在成長力は一〇%であります。二十九年から四十五年まで十六年間で、前半は一〇・四%、後半一一・一%という高い成長を続けてきたんですから、去年一年ぐらいい五%台になったって、やろうとすればできます。一次産業の比率は一七・四%、アメリカの四・四%にしなくても、拡大ECの六%台にしても、一〇%のまだ余剰労働力が二次産業に移動しなければならぬものがあるじゃありませんか。そうなれば一〇%成長の力があります。それで、しかし力があるといつても、一〇%といえばあなたが言うように高度成長

の延長じゃないかということになりますから、八・五%いいのか七・五%いいのか、まあ五%でいいとは言えぬと思うのです。いまずで五・七%にいつているわけですから、それで不景気不景気といっておるんですから、またそれより多くなければならぬ。しかし、内容も違ひでしょうし、国民総生産の内容そのものが質的に違ひてまいりますから、いまここで申し上げられる問題じゃない。それは夏から秋にかけて成案を得ようとして、新経済計画というので大体の数字をはじき出す予定でございます、こう非常に慎重にかまえているのです。

ですから過去のうちに、大石君が言っているように、日本人がすでに成長第一主義で今日公害がなくなることは全然予知しなかったというほどの民族じゃないのです。これはちゃんと予知しておったのですが、どうも明治百年間の拠点集中という事で、過度集中における公害の複合という計算に甘かったんでしょう。そういう面から、これは一年前から私がいま提案をしているような工場の適正配置という法律をもとにしてやればこんなことにはならなかったんです。ですから、そんなことは演説でもって報道された面だけで、政府や自民党は全部アウトだった、こういうことじゃないんです。そこはひとつ間違えのないようにしていただきたい。しかし、指摘されるような面がないとは言えない。これは今日、公害問題はかかる世論になっておることを考えてみても、将来そういうことをやっちゃいかぬ。ですから、ある一定の高い成長は確保しなけりやなりません。それで国民生活はよくならなけりやいかぬ。しかし、それを追求する過程において、生命の安全さえも期したいということでは困るというところで、その対案を出しておるわけでありまして、そういう意味でひとつこれからの、大石発言と私たちが考えておる産業政策というものは全く逆なものではないかというのをひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○須藤五郎君 私、この大石発言に一つ言い分があるんですよ。というのは、大石さんは、「日本国民はGNP向上が人間幸福への努力の指標と考へて」いる——日本国民はそんなことを考へていないですよ。自民党内閣ですよ、そんなことを考へているのは。そうじゃないですか。池田さんの時代から高度成長を言ひ出した、それでしよう。そのとき私は、池田さんの高度成長はだめだと批判していますよ。日本国民全部が言っているんじゃない。これは私は、大石さんが帰つたらおかしいぞと言つてやりたいところなんです、それでいまああなたは、そういうことを考へないでこれから人間尊重の立場に立つてやるとおっしゃるから、まあすなおに伺つておきますけれども……。

そこで、次の質問に移りますが、むつ小川原の開発に對しまして、ある住民は素朴な疑問を持っておるんですね。こう言つてゐるんです。「ドラムかを縦に並べると青森から静岡県、浜松までつながらるほどの多量の原油を一日でたくやうな工場、何でこれで公害が出ないと言ふのか。こういうような素朴な疑問を投げつけておるんです。いま日本にある一番大きな製油所は出光興産千葉製油所、ここでの原油の処理能力は日産二十七万バレル、これは四十六年末の計算ですが、それがむつ小川原に持ち込む計画の石油工場はその八倍近い日産二百萬バレル。それだけではありませんが、石油化学が年産四百萬トン、火力発電千五萬キロワット、このほか鉄鋼年産二千萬トンの工場が保留されているわけですが、たとえてみますならば京葉工業地帯、三重四日市、岡山の水島です、この各コンビナートを一緒につくり上げるような、まさに国際級コンビナートができるというわけなんです、こうしたとてつもない工業開発が、海も野も川も、そして人の暮らし、人間そのものをどだけ痛めつけ、破壊し、荒廃させるかどうかは、私は、六〇年代の高度成長の結果を見れば非常に明らかになると思ひます。七〇年代から八〇年代にたくさんの大規模工業基地の建設を促進するこの法案は、公害を全国に広げ、自然破壊を全国に押し進めるものであるというふ

うに私たちは思つておりますが、どうでございましょうか。

○国務大臣(田中角榮君) この法案が公害を推進するものであるということではなく、あなたも先ほどいみじくと述べられたとおり、いまの東京や大阪の過密は困るから、その中から工場を出したいという事は、政府だけではなくてあなたも、自分もそう思つてゐると、こう言われたから、それはこの法律をやることによって入つてもこないように、いまあるのを出るようになるんですから、公害をばらまくようなことは絶対ない、これだけはちゃんと申し上げておきます。

もう一つは、工業というものは確かに高い成長、超高度成長であつて、しかも、その内容が重工業中心であり、いままでのようなことをずっとこれから永久に続けるわけにはまいりません。それは六十年になれば石油が、世界の海洋を航行する石油の三〇%を日本に入れないならならぬ、こういうことではあります、それはまだ六十年でしかない。日本民族の生命は悠久であります。六十年——あと十三年間でそうなるという事で、地球上の六割入ることになるのかと申しますとそれは不可能だから、知識集約的な産業にならなければいけません、こういうことを先ほどから申し上げてゐるんです。ただいまあなたが述べられたむつ小川原、確かにそういう計画はあります。そういう計画はありますから、これはしかし、絶対に公害をもたらさないということを前提にした設備でなければならぬんです。これは電力で一千万キロといえ、昭和二十年の戦争が終わつたときに全日本の電力発生量が一千万キロでありましたが、それはただ利益追求だけではなく、日本の産業として考へておる一つのプランであります。ですから、そのプランというものが過大であればもちろん修正しなければならぬ、それは当然のことです。あそこであり、あそこであり、あそこだけ石油化学をやらうということじゃない。志布

志でも計画もあるし、まだまだ一ぱい計画があるんだから、そういう意味でむつ小川原だけで驚いておっしゃるんです。むつ小川原が拠点開発ということ、ほんとうに公害がまたまあって起こるようなことであれば、これはもう公害防除ということで調整をしなければならないことは当然でございます。これは技術的にも科学的にも、またさっき言ったように、いままでの工場規模ではなく建設率を割にする、二割にするということでもって工場の自然も守れるわけでございますし、排出基準、大気汚染、水を汚濁しないように基準を強めればいいわけでございますし、機械は公害を放出しないように、排出しないような機械設備、公害設備というものはお金さえかければできるわけでありまして。そういう意味で、新しい計画に対しては地方にだけまかすというのではなく、政府も地元も完全な合意に達するということがなければならぬ。いまあなたが指摘されたように、たいへん危惧しておられる住民の方があるようにございますから、そういう人の納得を得るためにこれはちゃんとしたことをやらなければならぬと思っております。あそこは日本の本州で猿が一番北に住んでいる、日本で一番自然が残されている一つの地点でございます、むつ小川原は。ですから、そういう自然というけれども、過疎地域であって、人のいなくなることもまたたいへんなところでございます。それをどう調和するのかということが下北半島のむつ小川原開発ということにつながるわけでございますので、これは住民の多年の願いでもあったわけで、多年の願いであったのだ、さてやることになる、願ひよりもっと大きなものが来たということであれば、それはちゃんと調整が可能だと思えます。それは通産省も、あなたが指摘されたような公害のまき散らしになるんだというような工場計画はいたしません。これはもう企業と地元と通産省で共同して責任を負えるような状態でむつ小川原開発をやりたい、こう思っています。

○委員長(大森久司君) 委員の異動について報告いたします。

本日、中山太郎君、山本敬三郎君が委員を辞任され、その補欠として金井元彦君、梶木又三君が選任されました。

○須藤五郎君 私は、大臣、いま申しましたむつ小川原の開発の計画ですね、これは通産省の資料によっているんですよ。私は自分がかつてなことを言っているのではない。その通産省の資料によると、私がいま申しましたようなたいへんなことなんです。それじゃあ大臣は、こういうことは決定的なものじゃないので、これからのむつ小川原の開発の実態は住民たちと相談してそうしてやるというんですか。この通産省の計画、資料というものは決定的なものじゃないという御意見なんです。どうなんですか。

○国務大臣(田中角榮君) 一つは案であるということとございまして、確定し、確定して動かさないというものはありません。これはこれから十分調整をしていかなければならぬ問題でございます。

いまあなたが述べられた、石油二百万バレル、四百万トン、それから千万キロワット、これは七〇年代の目標数字として試算をしておるようでございます。それはもう実施計画とする場合には、もっとも合理的であり、こまかいものであり、これは千万キロワットというものでありますから、公害に対しては、二度とまた大石長官が国際会議でもって声を大にして述べようなものであつては困るのであつて、これは通産省も絶対責任をもつて、七〇年代の産業の姿はこうあるべきだというふうなものにすべく努力をいたします。

○須藤五郎君 通産省の今日われわれに示された計画が絶対的なものでなく、これは一ぺんちゃんと考え直すということですから、これ以上私は追及しませんが、やはりこういう問題は地域に住む住民の気持ちを尊重するということが、それがまず

必要だと思ひますので、その点もよくあれしてやってみてもらいたいと思ひます。

それから、これまで大臣、コンビナートで初めて、公害が起きますよ、と言ったようなものはどこにもないですね。鹿島にしましても、水島にしましても、四日市にしましても、いずれも最初は、公害はありません、起こしません、というふうなことを言つて始めたのですが、いざやってみると、実際はひどい公害が起つておる。もう住民はたまらないというので非常に問題を起してきているわけですが、この公害のない工業開発というのなら、その具体的な対策を示していただきたいのです。どういふふうにしたら公害のない工業開発というものができるのでしようか。

○国務大臣(田中角榮君) 技術的に公害のない産業開発というのは、これはできないことはないのです。これは技術の開発、技術の向上によつて解決ができるし、公害防除施設の投資を行なう、厳密な制限を行なう、規制を行なうということができます。これは煙突というものの高さをうんと高くしなさいとか、それから脱硫装置をつけなさいとか、これはもう石灰をたいてはならないとか、それから天然性ガスをたきなさい、ナフサをたきなさいということでもって、これは公害防止というものは可能であります。今度PCBの使用は禁止する、他に別なものを開発して代替せしめるというところで、それは可能であります。

それともう一つは、これは石油精製工場のよう、原油で持つてこないで現地精製をやつたらどうか。そうすると、日本で公害が起るものを現地でやるのかというのだけれども、それは現地はもっと広いのです。人がいないところもあるのです。現地政府がぜひここで精製をやれと、こうイランなどは言つておるわけです。現地精製をしなければ日本に石油を供給しないということ、を極言する国もあるのですから、これは精製を現地でやることもできます。それからアルミナなども、これはアルミナをつくるというふうなところ

ろまでは現地でやってくる。こうしてその後の工程だけを日本でやる。今度はアルミナをつくるようなところの工場は日本には許さぬ、こういうことをやっておりますので、公害というものは、いままでものうに何でもかんでも全部日本に持つてきてやるということ、公害というものは避けられないのだというふうには考えないでいいと思うのです。ある一定の工程はより自然の浄化力のあるところ——自然の浄化力と言つたら、それはばらまくことだと言つた人もおりました、どうも私は困つたものだと思つておつたのですが、この間テレビで一酸化炭素を食う土壌ということで、非常にわが意を得たり、こういうことであります。一酸化炭素を空気中にあるバクテリアがどんどんと炭酸ガスに変えていくということなんです。やっぱいろいろとそういう化学的な問題がありますから、もう地球は終わらだ、日本は終わらだというふうな考えではなく、それはわれわれの英知で制度を完備することによつて公害のない経済成長は可能であり、またしなければならぬ、こういうことでございます。

○須藤五郎君 その考えはいいですよ。しかし、考えただけでとまっています。

○国務大臣(田中角榮君) とまっていない。

○須藤五郎君 だって、鹿島で何で公害が起つたんですか。ないと言つたつて、何で四日市で起つていんですか。現在でも公害が起つているじゃないですか。水島でも起つているんですよ。あなたの考えを實際に移すということ、それが重要なんで、こういうことをやつたらいいだろうという考えだけ述べられてもこれは問題にならないんですよ。だからやはり実行することですよ。一日も早く実行することですよ。脱硫装置を早くつけろと言ふ。脱硫装置、早くつけさせたいんですよ。ところが、日本には脱硫装置はなかなかつかないじゃないですか。アメリカへ売らなければ、きょうの新聞かきのうの新聞に出ていましたね、ガスを吐き出す車はアメリカに売らぬのだ。何で日本人にもその車を売らないのですか。そういうこ

とをちゃんとやっていくべきだと思うのですね。だから、考えるだけじゃなしに実行に移すということを大臣、しっかりやってもらわなければならぬ。必ずやるという約束をしてくださいます、実行に移すということ。

○国務大臣(田中角榮君) 公害防除の施設を厳密にしなければならぬ、これは申すまでもありません。これはそういう意味では、脱硫装置をつけなければ工場の稼働さえ停止している面もあるのです。これはあれだけ電力が不足である関西電力が姫路の火力は停止をしております。やむを得ず京都府の新舞鶴に頼んでおるものは、それは受け付けないということではなかなかできない。それはどうするか。ナフサをどうしようというところまでいってやるわけですから、これは非常な努力をしておる。通産省そのものも業界に対しては、産業界に対して強く公害除去に対しては精力的な対策をとっているということだけは、これはひとつそうやっておるのですから、通産省何もしないのだというふうな考え方はこれは思い違いでございしますから、これは精力的にやっておる、この責任を負えるような体制で努力を重ねておるということとをひとつ……。

○須藤五郎君 あなたの話を聞いてると非常に勇ましいんですけれども、これは実際になかなかそれが出てこないんですね、形になって。ことはじゃ国民は承知しない。やはり形で——歌にも態度で示せという歌があるごとく、大臣が今度は態度ではっきり示してほしい。まずこれをやったらどうですか。いま排出基準があっても環境基準がないんです。一本の煙突から出る排出基準はあります。ところが、これが十本の煙突から出れば環境がうんと悪くなる。だから環境基準をきめることが第一に重要なんです。環境基準はきまっていないじゃないですか。だから環境基準をまずきめてください。

○国務大臣(田中角榮君) 私は環境庁長官ではありませぬから、さだかなことは申し上げられませんが、大気汚染防止法や水質汚濁防止法によって

汚染防止という基準はちゃんときめておるわけでございます。ですから、今度は基準だけではなく無過失公害、無過失賠償責任制度さえもったわけでございますので、いまあなたが指摘をされたような法制上の整備はできました。ですから基準もあるわけです。ただ、これを厳密に適用するということをしていかなければならないわけでございます。その意味では、一本ずつの排出基準では適法であっても複合公害というものが起こる。そういうことで工場の分散をお願いしているわけです。

○政府委員(本田早苗君) ちょっと補足して御説明申し上げますが、硫酸酸化物について環境基準がきまっております、それを守らすために排出基準を地域に応じたK値というものをきめておる。過密地域では厳重なK値をきめる、こういうふうになっております。

○須藤五郎君 その問題はまた別のところでやりましょう。大臣が声を大にして必ずやるんだと、こうおっしゃいますから、私もすなおに受け取っておきますから、ひとつ私たちが裏切らないように、国民を裏切らないように大臣大いにやってもらいたいと思うのです。

最後にありますが、あと地融資の關係につきまして少し御質問したいと思うのですが、工場のあと地になる価格は何を基準にしておきめるんですか。

○政府委員(本田早苗君) いま考えておりますのは、不動産鑑定士の鑑定、評価によりまして買い上げ時点の時価で買い上げるのが妥当だということに考えております。

○須藤五郎君 公団は、企業に対してあと地価格の八〇%を移転資金として融資する。三年たっても売却し得ない場合は公団が買い上げることでござる、こういうふうになっていきます。そのとおりでございますね。

をした場合、公団は当初価格で買い上げるのですか、値上がりした価格で買い上げるのですか。

○政府委員(本田早苗君) 買い上げる時点でございますので、三年後の場合は三年後の時点の時価で買い上げることにいたします。

○須藤五郎君 公団が買い上げたあと地が手持ちしている間に値上がりしますね、公団が持っている間に土地の値が上がる。そのときの売却価格は、今度は公団が売るほうですね。それは値上がりの価格か、または買い上げの価格で売るのか。

○政府委員(本田早苗君) これは基本的な原則はございますので、公団のあと地を売る価格は、土地の取得後の管理に要した費用、それから譲渡事務に要する費用等のコストを基準にいたしまして、売却の時点の時価も勘案してきめるということに相なります。

○須藤五郎君 その売却の時点のいわゆる価格といいますが、世間並みのそれで売るということなんでしょうか、どうなんですか。それより安くなることもあるんですか、どうなんですか。

○政府委員(本田早苗君) 売却時点の時価を勘案して定めるといってございます。

○国務大臣(田中角榮君) これは政府機関でございますから、政府機関はすべてのものを購入してやるということになっているんです。これは時価が高くなったら、それをもって安く売ろうものなら決算委員会の問題になるんですから、これは高く売るのはいくらもありません。これは買ったときの価格も時価である。売るときも時価である。これは当然のことです。ただし、地方公共団体に売るときには国有財産は無償で譲与することもできる。相手によってこれは都であり、府県であり、市であり、児童公園にするとか、都市改造の換地にするとかいうことになれば、おのずからそこに価格のネゴシエーションが行なわれてしかるべきだ。だから画一ではありません。ただ、どんな場合でも非難されないということではなればいけません、これは相手方の公共性というところでやはり議論されるべきものであるのです、これ

は原則はいま局長が述べましたように、時価を勘案して、少なくとも、時価の中にはその間の維持管理に要した費用とか利息はかかっているのですから、そういうものもやはり加味したものと時価とを勘案してきめられる、こう申し上げておきます。

○須藤五郎君 私は、大臣、こういう質問をなぜするかといえは、国有財産が払い下げられるときにいろいろ問題が起こるでしょう。時価よりも安い値段で払い下げられておる。一たん公団が買えば国有財産と同じようなものです。だからそういうことをはつきりしておかぬと問題が起こります。だから私はこういう質問をしているのですが、それでは公団の買い上げ対象となるあと地の面積はどのくらいい——すぞすね。中小零細企業の小さい工場あと地も買い上げるようにすべきではないかというのが私たちの意見です。そうしないと中小零細工場はどうにもならないということになると思うのですが、そこはどうですか。

○政府委員(本田早苗君) 都市開発資金による工場あと地買い上げの場合に、すそ切りの制度があつて、工場の床面積が千平米以上で工場の用地面積がおおむね一ヘクタール以上ということがあつたのでそういう御質問が出たと思うのですが、われわれといたしましては、この法律の目的からいたしまして、そう硬直的な運用でなくて、もっと弾力的に中小企業の敷地も買えるように運用してまいりたいというふうに考えております。

○須藤五郎君 かりに五十坪の工場があつてもそれは対象になる、三十坪であつても対象になるということですね。そこをはつきり言ってください。

○政府委員(本田早苗君) 原則としてもそれは対象になるというふうに考えてやっています。思いいます。

○須藤五郎君 それではもう一つ、民間企業があつて地を買ってそこに流通関係の倉庫をつくることになれば、工場は建てないけれども、倉庫をつくるようになるとトラックの出入りが激しくなる。周辺に迷惑を及ぼす場合が考えられると思う

のです。たとえ民間企業であつても工場あと地の用途は、私は、何々とはつきり指定しておくべきではないか、どうでしょうか。

○国務大臣(田中角榮君) いまこまかく指定をするということはちょっとむずかしいと思うのです。しかし、将来これは大きく指定していきたいと思います。こういうものに使います、こういうもの以外に使えませんかということは明示すべきだと思ひます。いま申し上げられることは、当該市町村、公共団体が土地計画や都市改造の計画をいたしておりますから、まず地方公共団体で買い取り願えませんかということをやるべきだと思ひます。私のほうは買ひません、要りませんということになれば他に物色しなければ、土地屋ではありませんか、いつまでも持っているわけにはまゐりません。しかしその場合でも、工場が移転をして工場がまたできるということではこれは何にもなりませんから、少なくとも、そういうことにならないようにしなければならぬということでございます。青空市場にしてくれとか、子供の幼稚園にしてくれとかいろいろなものがあるでしょう。しかし、絶対地元が反対だということがあると思うのです。地元の反対の場合は地元で買い取らさうしてもつこうです。こういうものもあるわけですが、地元は買わない、文句は言うというところもあるでしょうが、これはしかし、ちゃんと話がつくと思ひます。あなたでも行つて何か言われると話をつかない場合がありますが、そうでなければ大体……。そんなこと絶対ありません、話はつきます。

○須藤五郎君 あと地へ工場を建ててはいかぬ、倉庫を建ててはいかぬというあれがないのですよ。だから倉庫を建てる場合が起つてくると思ひます。そうするとそこに自動車が入りしてトラックも入つてくる。工場はいなくなつたけれども、えらい外が騒々しくなつて非常に子供の危険が増すというふうな状態が起りかねないから、だから、工場あと地の用途はこの際につきり指定しておくべきじゃないか。これこれのものは建てては

いけないということはつきりしておいたほうがいい、こういうふうに思ふのです。いま大臣は、公団、要するに、自治体を買ひ取れば一番いいということをおっしゃいました。私もそう思ひます。公団のあと地の売却先は自治体や公社などに限定するのとか、その点を私は聞いておきたいんですが、そうじゃないんです、大臣の答弁聞いています。

○国務大臣(田中角榮君) それは、あんまり厳密にやりますとだれも買つてくれないという場合は持つてなやいかぬのです。ですから、そういうことに限界がございますから、基準というものは明確にいたします。これは法律に法定してないけれども、こう運用したい。公団が金を貸す場合の条件として契約するわけですから、これは処分する場合もあるんです。全部が全部公団で買い取るんではなく、三年間の間に権利者が売却をするという場合もありますから、そのときでも、どこへでも売つちやいかぬよというのにはむずかしい。あなたに八〇〇前貸しするんだから、この法律の精神に沿うようなところに処分してもらわなきゃいかぬよと、そんな条件つけなければ売つてはいけませんよと、公団で買ひ取るを得ないというところにだんだんなつていくわけですから、公団は何でもいゝということにはいたしません。これはやっぱり納得されるものでなければならぬと、こういうことであつて、何に売つちやいかぬというものは明定はちよつとむずかしい、いまの状態においては、これはいづれにしても、公団が引き取つた土地をどういうところに売るのか、基準をつくるべきである。その基準については、あなた方が、わしがやつてもこうだろうなあとというふうなものをちゃんとつくりま

ます。
○委員長(大森久司君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認めます。工業再配置促進法案について、竹田現照君から委員長の手元に修正案が提出されております。この際、本修正案を議題といたします。

竹田現照君から修正案の趣旨説明を願ひます。
○竹田現照君 私は、工業再配置促進法案に対する自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同にかかる修正案を提出いたします。修正案は、お手元にお配りいたしてあるとおりでありますので、案文の朗読は省略させていただきます。その要旨について御説明申し上げます。

修正の要旨は、産炭地域及び農工法による工業導入地区等へ工場を特に誘導させることが急務であり、これらの地域の財政負担能力が必ずしも十分であるといへない現状にかんがみまして、国が財政上の措置等を講ずるにあたりましては、これらの地域を含む特定の地域につきましては、特に配慮するようつとめなければならぬという規定を新たに設けるとともに、原案第五条に単に「法律の規定」とありましたのを「産炭地域振興臨時措置法と農村地域工業導入促進法」を例示として加えたことであります。以上が本修正案の要旨であります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) それでは、ただいまの修正案に対し質疑のある方は御発言を願ひます。――別に御発言もないようですから、これより両案並びに竹田君提出の修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もなければ、討論はないものと認め、これより両案の採決に入ります。それでは、まず工業再配置促進法案の採決を行います。

竹田君提出の修正案を問題に供します。竹田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕

○委員長(大森久司君) 多数と認めます。よつて、竹田君提出の修正案は可決されました。次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕

○委員長(大森久司君) 多数と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。以上の結果、工業再配置促進法案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。竹田君から発言を求められておりますので、これを許します。竹田君

○竹田現照君 ただいま可決されました工業再配置促進法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同提案による附帯決議案を提出したいと思ひますので、御賛同願ひます。工業再配置促進法案に対する附帯決議(案)政府は、本法施行にあたり、次の諸事項の実現につき努力すべきである。

一、産炭地域への企業誘致にあつては、大規模機械工業等中核企業の導入をはかるとともに、炭鉱離職者の再就職のあつせんに努めること。一、過密・環境問題の改善に資するような産業構造に積極的転換をはかるとともに、誘導地域に工場を移転させる場合には、公害の発生を未然に防止するための公害事前調査を十分に行ない、最新の公害防止施設をとり入れること。

一、工場団地の造成にあつては、地域住民の経済・社会・文化生活の向上への配慮、用地提供者に対する生活再建等を考慮するとともに、地価の高騰をきたさないような抜本的な地価対策を講ずること。

右決議する。
以上であります。

○委員長(大森久司君) ただいま竹田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ない

ます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森久司君) 全会一致と認めます。

よって、竹田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会に決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し田中通産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田中通産大臣。

○国務大臣(田中角榮君) ただいま御決議をいただきました附帯決議に對しましては、政府といたしましてはその趣旨を尊重し、万遺憾なきを期する所存でございます。

○委員長(大森久司君) それでは次に、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案の採決を行います。

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森久司君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大森久司君) 石油パイプライン事業法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田中通産大臣。

○国務大臣(田中角榮君) 石油パイプライン事業法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石油はいまや国民経済及び国民生活にとって欠くことのできない基礎物資として年間約二億キロリットル消費されておりますが、今後も大幅な消費の増大が見込まれております。

これに伴い、石油の輸送量も増大することとなりますが、これを、従来の輸送手段である自動車、鉄道等のみ依存するならば、交通の混雑、災害発生等の危険を累増させるおそれがあるとともに、石油の流通コストの上昇をもたらすものと見込まれております。

政府におきましては、このような事態に対応していくためパイプラインによる輸送方式を早急にわが国に導入する必要があると考え、石油パイプライン事業に長年の経験を有する欧米諸国の実情を調査する一方、関係審議会における審議等を通じて、その経済的、社会的意義と必要な施策について検討を進めてまいりました。その結果、石油パイプライン事業については、第一に、これが石油の安定的かつ低廉な供給の確保に寄与するのはもとより、原油及び石油製品の輸送に関連する災害の発生防止と道路等における交通事情の改善にも大きく貢献することから、国として適正かつ計画的にその設置の促進をはかっていく必要があること。第二に、これは公共的な性格を有する事業として適正に運営される必要があること。第三に、これは可燃性物質でもある石油を輸送するものであるため、その施設についての保安には万全を期する必要があることについて結論を得た次第であります。

本法案は、以上のような観点から、石油パイプライン事業について必要な事業規制及び保安規制を行なうとともに、道路占用の特例措置等の必要な措置を講ずることにより事業の健全な発達をはかるうとするものであります。

次に本法案の概要を御説明申し上げます。その内容の第一は、国において石油パイプライン基本計画を策定することとしたことであり、基本計画におきましては、石油パイプラインの経路の概要や完成の目標年度等を定めることに

しております。

第二は、石油パイプライン事業を営むには、主務大臣の許可を要することとしたことであり、また、石油パイプライン事業の許可を受けなければならないこととしたこととあります。

第三は、工事の計画について、主務大臣の認可にかからしめることとし、また、工事の完成時には完成検査を受けなければならないこととしたこととあります。

第四は、業務の監督について、石油輸送に関する料金その他の条件については、これを石油輸送規程に定め、主務大臣の認可を受けさせることとし、また、石油輸送については、引き受け義務を課することとしたこととあります。

第五は、保安面に万全を期するため、事業者に施設の技術基準適合義務や保安技術者の選任義務を課するとともに、保安規程を認可制とし、必要によりその改善命令を発する等の措置を講ずることとしたこととあります。

この他、石油パイプライン事業に対する道路占用の特例措置を講ずるとともに、土地収用権を付与することとしております。

なお、本法の主務大臣については、通産産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣がそれぞれに所掌事務に基づき、緊密な連絡のもとに各事項に應じて共同で所管することとなっております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜わりますようお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 次に、本法案は衆議院において修正が加えられておりますので、この際、衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員小宮山重四郎君から説明を聴取いたします。小宮山衆議院議員。

○衆議院議員(小宮山重四郎君) 石油パイプライン事業法案の衆議院における修正点につきまして御説明申し上げます。

修正の第一点は、第一条の法律の目的を改め、石油の輸送に関連する災害の発生防止と道路等における交通事情の改善に資することを削り、公

共の安全を確保することを加えたこととあります。これは、法律の目的の明確化をはかるものであります。

第二点は、石油パイプライン基本計画及び石油パイプライン事業の許可に関する関係市町村長の主務大臣に対する意見の申し出、主務大臣が工事計画の認可をしようとする場合の関係都道府県知事に対する通知及びこれに関する関係都道府県知事の主務大臣に対する意見の申し出について、新たに規定を設けたこととあります。これは、基本計画の策定、事業の許可、工事計画の認可のそれぞれの段階において、関係地方公共団体の意見を十分反映せよとするものであります。

第三点は、石油パイプライン事業の許可申請書の記載事項として、事業用施設についての保安を確保するために必要な事項を追加するとともに、石油パイプライン事業の許可基準として、事業用施設の設置が周辺の建物との保安距離の確保等により災害の発生防止がはかられるものであることを追加したこととあります。

第四点は、石油パイプライン事業者は、事業用施設の設置及び石油パイプライン事業の運営に当たっては、公共の安全の確保及び環境の保全のために必要な措置を講じなければならないこと、あらかじめ災害の発生に備え、危険時の措置について関係市町村長と協議しておかなければならないこと、事業用施設についての一定の保安作業については、その作業を行なうのに必要な保安教育を受けた者を従事させなければならないことを新たに規定したこととあります。

第五点は、関係市町村長は、石油パイプラインに關し災害が発生するおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができることとし、主務大臣は、要請があったときは、必要な調査を行ない、その結果必要があると認めるときは、保安規程の不認可又は変更命令等の措置を講じ、すみやかに関係市町村長に通知しなければならない旨を新たに規定したこととあります。第三点、第四点及び第五

点は、石油パイプラインの保安の確保、公共の安全の確保の徹底をはかるためのものであります。

以上が衆議院における修正点及びその趣旨であります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 次に、補足説明を聴取いたします。 庄鉦山石炭局長。

○政府委員(莊清君) 石油パイプライン事業法案につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明いたします。

わが国における石油の需要は、昭和四十六年度におきまして約二億キロリットルに達し、これが昭和五十年年度には約三億キロリットル、昭和六十年年度には約七億キロリットルにものぼるという予測もなされております。

このような膨大な石油の需要に対応して石油の安定的かつ低廉な供給を確保するためには、従来の輸送手段であるタンクローリーやタンク車による石油の輸送方式に依存するのみでなく石油パイプラインという新たな輸送方式を導入し、石油の輸送の安定化、合理化をはかることが緊要となつてきております。

石油パイプライン事業につきましてはすでに関東地域において新東京国際空港公団、日本国有鉄道及び石油業界の共同出資会社による三つのラインが計画されており、これらをはじめ今後他地域にも計画が具体化することが予想されます。

しかしながら、石油パイプラインは長距離にわたって道路等に埋設されるものであるため、その設置は、適正かつ計画的に行なわれることが必要であり、また、石油パイプライン事業は公共的な性格を有する事業として適正な運営が確保されることが必要であります。さらに重要なことは、石油パイプラインは石油という可燃性物質を輸送するものでありますから、安全の確保については万全に万全を重ねることがぜひとも必要であるというところであります。

このため、本法案により石油パイプライン事業に対し、事業規制及び保安規制を厳重に行ないまして石油の合理的かつ安全な輸送の実現をはから

うとするものであります。

次に、本法案の主な内容について御説明いたします。

第一は、石油パイプラインの設置経路の概要、完成の目標年度等を内容とする石油パイプライン基本計画を策定し、公表することとしていることとあります。基本計画は石油パイプラインの設置について国が誘導指針を示すものであり、その策定にあたっては、災害の発生の防止に関し十分配慮しつつ、石油の需給事情及び輸送並びに土地利用の状況を勘案することとしております。

第二は、石油パイプライン事業については事業許可制を採用したこととあります。

石油パイプライン事業を営むには、主務大臣の許可を要することとし、許可の基準としては、基本計画への適合性、事業用施設の設置の場所の適切性、事業計画の確実性等を審査することとしております。

第三は、石油パイプライン事業者が石油パイプラインについての工事を行なうとするときは、あらかじめその工事の計画について、主務大臣の認可を受けなければならないこととし、また工事を完成したときは完成検査を受け、これに合格しなければ事業用施設を使用してはならないものとしたこととあります。工事の計画の認可については、事業許可を受けたところに従っているものであること、及び保安基準として作成される技術上の基準に適合していることを認可基準としたしており、完成検査についても認可を受けた工事の計画への適合性と技術上の基準への適合性を合格基準としたしております。

第四は、業務の監督について石油パイプライン事業者に対し、石油輸送に関する料金その他の条件については、これを石油輸送規程に定め、主務大臣の認可を受けさせることとし、また、石油輸送については引き受け義務を課したこととあります。

石油輸送規程は、石油輸送を行なうにあたっての料金その他の具体的な条件を定めるものであ

り、認可基準として料金が適正な原価に適正な利潤を加えたものの範囲内であること、特定の利用者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと等を審査することとしております。また、石油輸送の申し込みがあれば石油パイプライン事業者は、正当な理由がない限り、その引き受けを拒んではならないこととしたしております。

第五は、保安の確保について万全を期するため、石油パイプライン事業者に事業用施設の技術基準適合義務を課するとともに、自主保安体制を確立するために、保安規程を認可制とし、また保安技術者の選任義務を課する等の措置を講ずることとしたこととあります。

技術基準に適合していないと認めるとき、あるいは緊急に必要な場合に主務大臣は事業用施設の改善、使用停止等の命令をし、また、保安規程の変更命令、保安技術者の解任命令等によって保安についての必要な監督を行なうこととしております。

このほか、石油パイプライン事業に対しては、道路占用の許可の特例措置を講ずるとともに、土地収用権を付与することとしております。

また本法案の主務大臣につきましては通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣が各事項に応じて共同で所管することとなっておりますが、その施行にあたりましては連絡協議会的な組織を設けて相互の緊密な連絡をはかることとしたことと考へております。

簡単ではありますがこの法律案の提案理由及びその要旨につきまして補足御説明申し上げます。よろしく御審議賜わりたくお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

ついて一、二点お尋ねをいたしたいと思います。

まず、最初にお尋ねをいたしたいのは、政府二億ドル、民間一億ドル、合わせて三億ドルの借款を供与するという内容のものでありますが、まあ民間の一億ドルの問題は別といたしまして、政府二億ドルの借款というものの与える目的と申しましようか、これは石油開発にあるというように承っておりますが、目的がなくなれば借款をさせるというようなことは通常考えられないことであつて、どういった具体的な計画があり、どういった内容があるからしたがって二億ドルの政府借款を認める、こういう形に本来なるべきだと私は思うのであります。まず、その政府借款二億ドルというのは一体何なのか、それからお答えを願いたい。

○国務大臣(田中角榮君) まあ公害問題等もございまして、石油の搬入という問題に対しては非常に重要な問題として考へておるわけでござい

ます。特にローサルファの石油というものが得がたい状態になっておることは御承知のとおりでございます。去年、私が通産大臣になったころだと思

います。去年、私が通産大臣になったころだと思いましたが、チュメニ油田の問題がござい

ました。これはどっちもローサルファということとで日本としては非常に耳よりな話ということとでござい

ました。で、まあOPECの問題その他がたくさんあつたときでございまして、石油の供給という

ことに、インドネシア側が、従来日本に供給しておるもの以外に相当数量のローサルファの石油を供給できると、これは開発費を日本が協力

をしてくれるということであるならば可能性がある、こういうことでござい

ました。しかし、この問題実際に当たってみなければわからないという

ことで、石油開発公団をしてこの問題に当た

というものは非常に注目をされておるようございまして、そういうことでいろいろなところから口がかかったようございしますが、日本に対していろいろな経済援助も受けておりますし、それからまた日本は債権国でもございまして、年々の経済協力を行なつておることでございまして、日本がこれを希望するということであれば日本を最優先に考えると、こういうことになつたのでございまして。そしてこの間スハルト大統領が訪日をした機会に水田大蔵大臣、福田外務大臣、私も会談をいたしました。最終的には総理大臣と大統領との間に二億ドルの借款ということが決定をいたしました。これは石油は四十八年から、いままでのものにプラスして供給をする、十年間に五千八百万キロリットルの供給のようございまして、非常にメリットのあるものである。こういうことと

ございまして。なお、一億ドルの供給というのは、民間が石油を引き取る、民間企業が供給をするということになつております。この詳細は事務局から説明をいたします。

○大矢正君 大臣のお答え、はぐらかされておるのかどうかは別として、大臣、私の聞いていることと大臣の答弁、ちょっと違う点がある。

私がお尋ねをしておりますのは、きのうの衆議院で福田外務大臣にこの問題についてお尋ねしたら、これは通産大臣がやったことではおれは知らないから、聞きたいことがあつたら通産大臣に聞けと、こう答弁になつておるわけですが、それは、いまいろいろな政治情勢もあるからそういうことを言うのかどうかわからぬけれども、ともあれ、そういうことになるとあなたに聞かなければならぬということになるわけですが、はつきり申し上げて、そこで私が具体的にお尋ねをしたいのは、私どもがおぼろげながら聞いた話では、政府借款の二億ドルというものは、これからインドネシアが国営石油会社を中心にして新規にこれから油田開発をしようとするときの投資にこの二億ドルを使おうという考え方のようであるし、それから、あと

の民間の借款の一億ドルというのは、民間から供与するわけでありましてからどのように使おうか問題は私はないと思う。しかし、少なくともこの二億ドルの政府借款というもののについては、どういう内容でどういう目的があるから、したがって、その面について経済協力なら経済協力の一環としてやるのだということがなければならぬでしよう。ところが、いまの通産大臣の答弁は、何に目的があるのか、主目的が何なのか、それから、たとえばもっと具体的に言えば、もし、かりに新規の石油開発というものに二億ドルを使うんだ、そのために政府借款をやるんだというならば、それじゃもしその原油に当つたならば、日本にどういう形でローサルファの日本もほしい油を供与するといふような形の話でもでき上がつておるのかどうか。そういうことが一切ないままに二億ドルの借款を認めるというのは、私はどうも従来の政府の対外経済協力のあり方から見てあまりにも政治的過ぎるんじゃないかという感じがするので、明確にしてもらいたい。

○国務大臣(田中角榮君) 私は、きのうの衆議院でどういふような話があつたかは存じませんが、いまちょっと聞いたところでは、引き取り会社をどうするかという、引き取り会社の構成等について私は承知いたしておりません、通産省が窓口になつてやっております、こういう答弁があつたようでございます。

いまの御質問がございました二億ドルというのは、これはアンタイドのプロジェクト借款ということになつておりますが、石油開発は、いまのような状態では、日本に供給しておる以外にそう大量のものを供給できるということではないのであります。これはこれから開発をしなければならぬといふことでございまして。開発をしなければならぬといふので、二億ドルを供与するといふことでございまして、この二億ドルを供与するといふことによつて、いま出しておるもの以外に石油が輸出できると。これは石油会社の、石油に関する状態を石油開発公団によつて調べさせたわけ

であります。具体的にこれを調べないで借款供与をするわけにはまいりません。そういう意味で、どれだけ供与したらほんとうにローサルファの石油が供給できるのかといふことで、石油開発公団に調査をさせましたら、専門的な目から見ても非常にいいものであります。これは二億ドル供与をすれば、これだけのものを確保できますと、こういう調査の報告があつたといふことを前提にして、首脳会談が行なわれたといふことであります。

○大矢正君 わかつた。そうすると、通産大臣ね、私はこういうようにあなたのことばから解釈をせざるを得ませんね。五千七百万キロリッター、五千八百万キロリッター——約年間五百万キロリッター程度の油を向こう十年間継続的に——これはやつてみなければわかりませんね。いづれにしても、いまの計画が何かわかりませんが、ともかく、そういう前提の話し合いがまとまつたといふのは、二億ドルの借款も含めた三億ドル全体の中でそれがきまつたと、こういう解釈でいいですね。

○国務大臣(田中角榮君) 政府同士の借款としては二億ドルだけでございます。

○大矢正君 それはわかつておる。

○国務大臣(田中角榮君) これしか出ていないのです。ところが、その間においては二億ドルの石油の前払いといふことで、民間が一億ドルの借款を供与するといふことでなければ、この話はまとまらなかつたといふことでございまして。それは、二億ドルといふのは、初めはスタンバイのようなかつたもので何と援助してもらえないかといふことでございまして。それは私どものほうではできませんといふことを前提にして調査をさせたわけですね。石油の開発といふことと結びついておらなければ、それで、それがそうすることにやつて確実に石油が入るといふことでなければ、ちよつと、チェムニ油田の問題と同じように、バンクローンでもつてそれは石油には使えますが、しかし、バンクローンにしてもらいたといふいまツ連側の話があるわけですが、これは直結してなければだめです。同じことをやつたわけでありまして、

この二億ドルといふものと一億ドルといふものはつながつておるということとは、もう政府のほうでスタンバイではだめですと、こう言つたので、民間に一億ドルを持つていったと、こういうことと理解してもらつてつこうだと思ひます。

○大矢正君 といひますと、民間が一億ドル供与する。そうして、それによつて年間五百万キロリッターですか、その程度の原油をわが国に輸入するといふ形に於いての話し合いが成立をし、そうして、そのことのためにそれを受け入れる、たとえば受け入れ会社といふものがわが国にできるということならば、それなりに私は理解しないとは申しません。しかし、背景には二億ドルの政府借款があり、たまたま一億ドルの民間借款がついたとしても、その二億ドルの政府借款といふものがついで、その上で初めて五千七、八百万キロリッターの油を十年間に入れようといふことでありまして、言つてみれば、国の金を使つてこれからやろうといふことなんだから、それが特定の企業や、特定の会社や、特定の個人の集団に、言つてみれば、利益になるような形でものをえられるといふことは、私は決していいことではないんじゃないか。そういうふうには考えますが、その点について大臣どう思ひますか。

○国務大臣(田中角榮君) ちよつと、もっと明確な御質問がほしいのですが、これは政府の二億ドル借款といふものが一緒になつておりますから、だから、これは石油開発公団が何かに引き取れば文句はない、こういうことだと思ひます。

○大矢正君 そこまでは言つていないですよ。これから言ふかもしれぬけれども。

○国務大臣(田中角榮君) そうですか。いまのお話では何かそういうふうな気がいたします。これはしかし、あのインドネシア側との間、一年間以上も折衝しておるものがあるわけですが、インドネシア側と折衝しておる。それでインドネシア側の事情もありますから、インドネシア側の事情は事情でよく言つてくだされ、私のほうの窓口は、それを承りながらきめまします、こういうことで、通

産省が窓口になって、この調整をやるうとしておるわけでありませう。だから、この受け取り機関というものは、確かにいまの状態では、石油開発公団がすぐ引き取るというわけにいかないそうである、何かそういうことか。

○大矢正君 国会やっているんだから、法律改正すればいいじゃないか。

○國務大臣(田中角榮君) だから、それはインドネシア側との話し合いがあるということで、経緯があるようでございまして、こちらの窓口をどうするか——私は、いままでもインドネシアとやっているものがあるわけですが、会社も。だから、これに上乗せするものだから、それでやるのが普通だろうというのを考えておったわけです。インドネシア側の何か事情があるようです。インドネシア側の事情は、これだけのものを提供するなら、私たちの考えを入れてもらいたいということでごさいます。これは私がインドネシアの意向を聞いたときも、インドネシア側に、私が、何かありますかと云ったか、向こうのほうが先に言ったかわかりませんが、とにかく、引き取り会社に対してはインドネシア側の事情があります。それはこれだけの事業を行ない、両国の間でもって友好的な問題として解決をするのに、このインドネシアの国内において評価をされないような状態では困りますので、希望がありますと、こう述べたことを記憶しております。私はそのときに、その希望は、通産省は事務次官を窓口にいたしますから、通産省としては、そういうことで両国の立場を十分話し合いをお願いしたい、こういうことになりました。

○大矢正君 それで大臣、私は、これだけで肝心の法案の審議に入らないことは残念ですから、最後にだめ押しだけしておきます。

御承知のとおり、インドネシアというのは、石油会社は国営ですわね。ですから、その意味から考えても、向こうの会社というのはわが国の会社とは違うわけですから、国営会社ですから、ですから、向こうの会社と政府との間で話をするとい

うのには、何の障害もないはずで。本来的に何の障害もないはずで、私に言わせれば。

大臣に私は申し上げておきたいし、確答を得たいと思ふことは、いろんなうわさが出て、単に五千七百万キロリッター程度の石油を入れるだけのために、これはいろんな紛議を国内にかもし出す。疑惑もかもし出す。そうした場合によつては、もう個人——個人と言つては極端になるが、企業や、個人の救済を目的としてゐるのではないかと云うようなことが言われないうようにするために、通産省が責任を持って、たとえば、この間も私は公団法の審議の際に、公団は外へ出て行って油を掘るだけが目的じゃなくて、もつと国内の輸入全体について、日本の需給調整の機能まで持たしたらどうかと、私はこの間も質問してゐるはずですから、少なくとも、そういうガラス張りの中で、公開の場の中で、できることならば政府みずから、公団その他でもしそれが限界があるならば、すぐにでも法律改正すればいいわけですから。しかも、あしたから入るといふものじゃないのですから。だとするならば、それだけの措置を講じて、疑惑のない形でやってもらいたいと思ひますが、お答えいただけますか。

○國務大臣(田中角榮君) 向こうの石油を掘る会社は、ブルタミナ会社というのだそうでございますが、石油を入れるということに対しては、これは政府借款と民間借款が合わされたものにして、いま御指摘になったように、政府借款というものもあるのですから、これは石油の開発資金としてひもつきになっていると云うことでございしますから、これはひもつきでなければ、全然別のもので、経済協力で二億ドル出すということになつたんです。ひもつきでなかつたら私は困りますよといふことにして、ひもつきになつたわけですから。そうすれば、これはもう結果的に見れば、民間が一億ドル、政府が二億ドルということでありませう。このひもつきその他に対しては、もうインドネシア側とも十分意思の疎通をはかりながら、堂々と輸入していかなければならない。

これはもう当然のことでありませう。ただ一つ聞いたのでありますが、石油開発公団が輸入の窓口になるということは、民間が非常に反対であるといふようなこともあるようでありませう。ですから、民間の状態も十分しんしゃくをしながら、通産省が十分お答えをできるような態勢で結論を出すといふことだと思ひます。

○大矢正君 それで、これはインドネシアの油というのは、なるほどローサルファかも知れませうけれども、しかし、これはどっちかというともう圧倒的な部分が軽質油で、アラビアとかベルンア湾沿岸のように重質油が中心の油質じゃないわけですね。だから、したがって、このインドネシアの油というのは、どちらかというと一番サルファが問題になる重油得率が非常に低いわけですよ。ですから、そんなに政府が宣伝するほどたいへんなわが国にとってはプラスになるような内容のしかけのものじゃないわけですよ。そこで、このような非常に政治的なことが新聞紙上で書かれるようになってまいりますと、これは通産相を心配するがゆえに私は申し上げてゐるんです。ですから、この問題の結着のつけ方は、なるほど一億ドル民間から借款供与するわけでありませうから、それはそれなりのことではあるでしょうけれども、しかし、最悪の場合はそれを政府が肩がわりすると、すつきりした形でもって受け入れるような形を私はぜひ整えてもらいたい。重ねてもう一回質問します。

○國務大臣(田中角榮君) 私は石油に対して専門家じゃありません。ですから、石油開発公団を窓口にして調査をせしめたといふことでございします。そして、この石油開発公団といふものが調査をした結果、この話は進んでいったわけでありませうから、これは私は石油の実態といふのはよく承知しませう。しませんが、いまあなたが言われたように、政府が二億ドル出しているものと無関係でこの油は入るんじゃないから、それに対して政府がとやかく言われないような状態に入れるようにしなさいといふことは十分理解いたします。

○大矢正君 私は、実は自分で日本の全国の精油工場というものが大体どこにどういう形で位置しているかという図面を引いて持つてきて、ここで質問するわけですが、一つには、まあたいへんなのは大阪から山口までの間の、いつてみれば瀬戸内海一帯に非常に製油所が集中しているわけですね。そこでお尋ねをいたしますが、これらのたとえば工業基地のつくり方が、あるいは地点とかいうものとも密接な関係も出てまいりますし、それから、おおむね五割五分から六割近いといわれる重油をどこがたかといへば、やはり中心は火力発電所になっておりますから、それとの関係ももちろん出てまいりますし、それやこれや考えますと、これからの製油所の建設といひますか、地点の設定といひますか、これは非常に重大な判断を持つて当たらないう、ただいたずらに企業の希望意見だけで製油所を認めていくような形では、非常に政府の努力が、たとえば今度のうちに工業再配置なんかをやつても無意味な結果になるわけですよ。

そこでお尋ねをいたしますが、ことしのところは期待以上の、設備能力以上の製品の需要がないといふようなことがあつて、新增設を見送つておりますが、しかしながら五年後、八年後の将来展望を考えてみた場合、政府自身が製油所の立地上どういふ地点を考えておられるのか、それからお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(荏清君) 現在四百万バレル強の製油所が現に稼働しておりますが、その約八割といふものが御指摘ございましたように大阪湾及び瀬戸内、それと東京湾沿岸といふところに集中を実はいたしております。それ以外の地域は大体二割といふのが現状でございます。それで、石油審議会といふ法律上の組織が石油業法でできております。通産省は石油業法によりまして設備の新增設の許可をすることになっておりますが、その場合に、すべて一件一件石油審議会の意見を聞くといふことが義務づけられております。石油審議会では、近年地域分散といふことを非常に各委員が

御指摘になりました。石油審議会において諮問を受けた際の査定基準と申しますか、答申をする場合、査定をされるわけでございますが、その場合の基準を審議会みずから御決議になっておるわけでございますが、その冒頭にやはり、今後は新規立地を重点に考えるべきであるということが明確にうたわれておるわけでございます。なお、昨年、石油審議会で設備の許可の審議が最近の例として行なわれたわけでございますが、その場合にも、四日市とかというところは完全に今後打ちとめすべきである、大阪湾についても原則的に今回の許可をもって一応頭打ちとすべきであるというふうな明確な御意見が出て、議事録にもとどめられておるといふような事実がございます。

そこで現在石油の用地がどれぐらいあるかというところでございますが、埋め立て免許をすでに受けてまして造成中であるというもので全部含めまして、昭和五十年まで備蓄の増強もございます。そういうことも考えてみますと、すでに許可済みのものを引き戻し、さらに需要の増に伴う備蓄の増、それから六十日に引き上げることによる備蓄の増、これらに必要な用地を考えてみますと、大体昭和五十年を少しこえた時点で、現在手当て済みの用地というものは満杯いであるということとを私ども個別にかんでおるわけであります。したがって、今後におきましては、国の全体の工業再配置の構想の一環としまして、計画的に大規模の工業団地造成をすることにいたしまして、その中に石油精製というものはこれは大型の港湾を離れては実はいり得ない産業でございますので、ぼつんと一つ港湾投資が行なわれるということとは考えられません。そういう大型の工業基地の中に計画的に用地を造成いたしましたして、そこに土地をさせていくということがきわめて必要でございします。それに伴いまして、輸送上もいろいろCISでございしますとか、パイプラインでございしますとかいうことがいままでもなかった地域において、新しい地域において今後は必要になってくるであろうに考えております。一つの例が北海道道

におきまする苦小枚の工業用地の拡張の計画がございます。これなどはすでに石油企業が、具体的に候補地として計画にあげておるといふふうな具体例がございます。今後やはり青森県とかいろいろいわれておりますが、その具体化に伴ひまして国内での立地というのとは可能な限度において考えてまいりたい。それから先は製品の輸入をふやすなり、あるいは現地で製油所を建てるなり、こゝういふことに相なるわけでございます。

○大矢正君　いまの製油所の分布状況を見ますと、私もいま申し上げたとおりに、大阪湾から大分の製油所まで含めると、この瀬戸内に大体十六カ所の製油所が現にあります。それからもう一カ所の集中したのは東京湾、御存じのとおり十三カ所の製油所がございます。これ合わしたらほんとうに日本の製油所のもう大部分といつていいものがここに集中的に出ております。そうするとどういふ問題が起ってくるかという、単に私は、外航タンカーだけでなく、この瀬戸内も東京湾もそうであります、船舶の航行というものはたいへんな量的なもので、ときたま衝突事故を起こしたいへんな事態になっておるわけです。大型な三十万トン、あるいは将来五十万トンというタンカーがこういう瀬戸内のようなところを航行するような事態になってきたり、東京湾に入つてこなければならぬような、そういう事態になつてきて、万一事故を起こした場合には、先般の新潟の事故の騒ぎのようなたいへんな事態になるといふおそれを多分にわれわれは持っているわけです。

それからいま一つの問題は、これは、おまえは、そうすればパイプラインに賛成かと言われれば、その辺ちょっとつらいところなんだけど、実際の製品の輸送の六割は政府統計の資料によりまして、内航タンカーによつて製品を運んでおるといふような実態でございますから、外航船と内航タンカーを合わせてみるとべらぼうな油の輸送が瀬戸内から東京湾周辺で行なわれるということは、非常にこれは一つとってみても大きな事故であり

ます。特に瀬戸内海沿岸一帯あたりではもう恐怖心に似たようなものを持っているわけでございます。三十万トン、五十万トンなどという油が流れ出したらどうにもこうにもならぬという問題があります。したがって私は、今度の出されている法案の中には製品のパイプ輸送というか、パイプライン構想というものが出ておりますが、原油は明確に出ておりません。しかし、政令で定めるとなっておりますから、あるいは将来それは法律上からいけば原油を輸送いたしましたも、さほど私は法律上問題にはならないとは思いますが、いまの現在の法律では、完全に原油はもう除かれて製品だけになっております。あとで政令で定めると、こうなっている。私は製品輸送もパイプラインによつて必要であるが、それよりもっと大事なものは、やっぱりこれは原油をもっと外海で受け入れられて、そして原油をパイプラインでもって運ぶような、たとえばヨーロッパ諸国では地中海からパイプラインでもってドイツなりフランスなりに運ぶことをやっております。こういうような形で特に狭い瀬戸内や東京湾における事故防止のことも、将来展望としては十分考えなければならぬ部分があるんじゃないかという感じがいたしますが、いかがなものでございましょうか。

でございますが、しかし、四方全部海でございますから、外航タンカーが各地へ寄港できるようにすることのほうが危険分散は確かにされるわけでありました。ただ、外航タンカーが五十万トンになって東京湾で一隻ひっくり返ったことを考えてみたら、東京じゅうが火の海になるという計算ができるわけでございますして、たいへんなことである。だから、将来、原油というものをどうするのかということは、これは厳密な計画のもとに行なわなければならないということは論をまたないところでございます。特に、千葉県とか東京湾の中に、もう浦賀水道はほとんどにもならないような状態でありながら、東京湾岸ではなく、千葉県下からいいだろうといつてつくられているものもありますが、こういうものももうやはりほんとうに洗って考えなければならぬということでございます。いま内航タンカーによるもの六三・三％、タンクローリーによるもの二九・九％、鉄道タンク車六・八％、こういうもののようにございまして、あなたがいま御指摘になったように、阪神、東京湾というようなものの内航タンカーによる輸送というものが非常に危険な状態になっておるといふことは事実でございます。

〔委員長退席、理事川上為治君着席〕

○國務大臣(田中角榮君) 御指摘のように、この法律は原油もやれることになっております。原油ももちろん含まれるということでございます。事実的にはしかし、いまお話がございましたように、原油というのは、シーバースで原油を引き取って製油所まで送るといふようなものがいまは考えられるわけでございます。これもチュメニの油田のように、またアラスカからカナダを通ってアメリカへの長距離パイプラインによるもののように、いま日本はそこまでは現実的には考えられないわけです。これはもう製油所をつくる基地が、幾らでもありますから、そういう意味では数は多くしていくということでございます。いまちょっと調べてみたのですが、ことし三十二社、四十一工場、これはまあずいぶんあるんだということ

○大矢正君 大臣のおられるときにお尋ねをしておきたいことがありますので、若干質問が飛びますけれども、お許しいただきたいと思います。

次にお尋ねしますことは、主務大臣のあり方の問題についてであります。基本計画は通産大臣、運輸大臣、建設大臣。事業の許可は通産大臣、建設大臣。航路の計画は建設大臣、運輸大臣、自治大臣。業務の監督は通産大臣、運輸大臣。保安の面については通産大臣、運輸大臣、自治大臣と、大体五つに分けるとそういうような主務大臣ということになっております。ずいぶん法律は日本の国にもたくさんあるけれども、これだけ多くの大臣が主務大臣になっている法律案はまずないといつて私は差しつかえないんじゃないかと思ひます。もちろんこの中には、たとえば国鉄パイプラ

インについては別途のまた主務大臣の規定があります。それから、例の新東京国際空港公団における主務大臣の規定の仕方については、これまた別途のものがありますが、ともあれ、これだけの皆さんの主務大臣、言ってみれば、所管の省というふうになると思うのでありますが、衆議院ではこういうようなものは珍しいけれども、しかしながら、協議会をつくって十分ひとつ成果をあげるようにというか、効果をあげるようにというか、細張り根性を捨ててやっていきたいというふうな御答弁のようでありますが、しかしこれは、たとえば経済協力基金が大蔵省と経済企画庁と両方が所管している。したがって、これはうまくいっているんじゃないかといつても、これは金貸しならそれで済むものかも知れぬが、実際の事業を実施するところの監督なり、指導なり、保安の立場、立ち入りなり現業関係になつてまいります。そう簡単に私はいくものではないんじゃないかという感じがいたします。

それから大臣は、たとえば何か事故が起きたときに、それじゃ政治責任はだれがとるのだ、大臣みなやめなければならぬかと言つたら、いや、おれは全部責任をとると言つて、だいたい衆議院で意気のあるところを示されたようだけれども、私は、気持ちにはあがたいけれども、それほど簡単なものじゃないと思ひますので重ねて大臣の所見を承つておきたい。

○国務大臣(田中角榮君) これはもう官庁のセクシヨナリズムからできた法律と言われてもしょうがないくらい、長い歴史を持つてようやく成案を得たものでございます。これはしかし、結論的に申し上げますと、こちらでスタートさしていただきます。こう言うのはそれなりの理由があつてなんです。私もいろいろこういう法律ぶつたわけですが、公営住宅法のように厚生住宅は厚生省、労働大臣といふことでありましたが、主務大臣は建設大臣にいたしました。そうして、厚生住宅に関する入居条件その他に關しては厚生大臣に協議し、労働者住宅に關しては労働大臣に協議す

る。その上に立つて所管大臣は一人であるべきだと、こう思ひます。

しかし、そういう意味からいいますと、これは石油でございまして、輸送も販売もみな同一のものであります。輸送がなければ販売ができない。タンクローリーでもって輸送しているのは輸送であつて、販売というわけにはいきませんから、これは新しい意味の販売である。石油ということになれば、これは通産大臣が専管であつてしかるべきものだ。これは私は通産大臣だからそう言っているのじゃないのです。ところがこの鉄道をやるというので運輸大臣、それから道路の下を使うから建設大臣、それから消防があるから自治大臣、ここまであるわけです。もつと原案は、農地を通るから農林大臣もいっただが、そうならたら全大臣が主管大臣になるので、共管になるので、いかげんにしなさいということであつたわけです。

最後に四省共管ということになりましたが、これはそれなりにこの問題考へてみた理由がある。それは鉄道敷だけを使つて他のところ全然使わないでパイプラインをやるといふことがございまして、これは通産大臣と運輸大臣でいだらう。それから、道路の下を使うだけでなく、ほんとうからいいますと、河口からずっと続いておる上流までの川の堤防があるわけです。堤防の外小段を使えば一番いいところでありまして、上流まで持つていってしまつて、上流から自然流下でパイプラインを流してしまつて一番合理的であります。現在はまだそこまでの計画はないようでありまして、将来はこれは避けがたいことである。これはいろいろな公共的なものは堤防の外小段を使うというところが考えられるということ、これから町の中心といふことになる、なかなかパイプラインの埋設場所がないので、そんなに深く埋められないといふので、やはり河川敷を使うということになる。そうすると、運輸大臣と建設大臣と通産大臣はやむを得ぬということも考えられたわけですから、あとは消防でありますからこれは

自治大臣、自治大臣ということ、消防といふは、公営住宅法だつてみな自治大臣がやつてゐるわけですが、これはこの法律制定の経緯に關して、これはもう都市内において災害が起こつたらどうするか。万全の上にも万全ということで自治大臣を加えたといふことでありますので、あまり各省がなわ張り争ひによつてやつたといふことではなく、この事業は新しい事業である。事故を起こせばたいへんなことになる。万全の体制をとらなければいかぬ。そういう意味で、いままで鉄道敷に石油のパイプラインを敷設するのはそれは危険であるとか敷くことにしなかつたものが、ここでスタートすることになつて工事が進められておるわけでございます。こうなると、赤字線などといわれておるローカル線の鉄道の敷地がパイプラインでもってルートになるということになると、これはえらい国鉄の含み財産ということにもなるわけでありまして、これはほんとうに工場災害などの価値は非常に再評価されるわけでありまして、そういう意味で、通産大臣はこれはもう石油でございまして、当然である。あとは運輸、建設、自治はそのような状態において主管大臣、四省共管になつたわけでありまして、これはひとつそういう意味で御理解をいたして、四人になつたためにこの法律の生命を失うようなことのないように、四省協議といふものは随時行なつて、専管と同じような効果をあげるようにいたします。ところで御了解願ひたいと思ひます。

○大矢正君 私は、最終的にはこの法律に反対しなければならぬ立場にはありますが、ただ、パイプラインといふものはやはり私は、本来的にはあつたほうがいいと思つておるんですよ。ただ、不安なこと、やはりほんとうに保安が維持できるかどうかといふことが一番問題なんであつて、その面が絶対とは世の中のことですから言えないにいたしまして、これはやはりそこに一番ウエイトがあるし、千葉とか神奈川とか一番身近なところの住民の反対もまた、パイプラインといふ

ものの設置自身の反対というよりも、危険性に関する反対ということが中心だといふ私は感じがするわけです。

そこで、これは大臣に質問するものもおかしいし、それから局長に質問するものもおかしい。という意味は、これは昔の話のことだからだとなたもおいでにならないのに、おいでにならないことについて質問するものも変な話だが、昭和四十二年二月にパイプラインをやんなさいという答申をもらつてから、いままで五年以上も結局はやらなかつたといふことは、もつと早く五年前に着手していただ、私は、今日のようなこういう住民の反対運動が出ないうちにきれいにパイプラインができたと思う。それがいま密集してしまつてこうなつてからやろうとするから、それは危険性がある、不安があるといふ問題が起つてきていると思ひます。これに答弁しろといつてもなかなかむずかしいからうけれども、やはりそれなりにパイプラインの中心的な役割を通過省が果たしておるんだとすれば、今後果たそうとすれば、やはりその間の行政上における答申があるにもかかわらず、それを実行に移されなかつたといふ責任は、私は免れないものがあるんじゃないかという感じがするのです。

○国務大臣(田中角榮君) それはそのとおりです。四十二年二月に答申をもらつてからいまだやらなかつた、これはいろいろ理屈はありますけれども、せつば詰まつてから法律を出してきたといふことは、これはやはり責任を感じなければいけないと思ひます。こういうことこそ先取りをしてちゃんとやるべきです。その意味で、二億キロにもなると思ひなかつたといふことで電力、石油といふものはどうも考へておつた倍にも伸びて、あとは三億、五億、七億になる。一体タンクローリーで運べるのか、こういう事故があつたらだれが責任を負うのか、こういうえらい問題になつてまいりましたし、さきに言つたように、六三・三%も内国海運で運んでおりますから、これは事故寸前ということにもなつて、業界が十分

せつば詰まってる気にもなつたしということであつて、これはほんとに政府が答申を受けたらもつと同時にやるべきだつた。この国会には、ついでおそくなつて申しわけないというおわびの法案と、その轍を踏んでほらないという熱供給事業というちゃんと二つの法案の御審議をいただいているわけだ。これはしかし、これからちゃんと先見の明で御審議いただいているわけですから、これ二つあわせて政府もとにかく、二回も三回も失敗しないんだということをつとめてどうぞ御理解を賜りたい。しかし、ほんとに四十二年からの国会まで法律ができなかつたということに対する責任は感じます。

○大矢正君 これは、大臣の御答弁ではなく事務当局の答弁になるかと思いますが、いまの新東京国際空港公団ですか、国際空港のバイプラインの敷設については、六月一ぱいで完成したいという当初の目標があつたと思うのです。しかし、最近若干遅れましたけれども、公団側のごく最近の談話の発表によると、八月中には完全にできあがつて送油できるような状態になるというふうな話がありますね。そこで、まことにこれは事務的な面で、同時にまた考えようによつては政治的な問題になるわけですが、これは一体どういうことになるのでしょうか。この法律がこの国会で通るのは非常にむずかしくなつてきましたし、あとわずかしかなければ、もし通らなかつた場合にどうなるかということ。

それから、通つたとしても、これは今度はたいへんな問題点がありますね。たとえば、これは通産省だけでやるなら、通産省だけの政省令でやるならいいけれども、他省庁なら他省庁の省令になるかわからないけれども、やるのだったら技術基準も保安基準もありとあらゆるものをつくらなければならぬ。それには一月二月でできるし、ろもではないんじゃないか。そこまで技術的に煮詰まつているとは思われない。そうすると、その間に国際空港公団のバイプラインというのは現実に稼働しなければならぬ事態になつてくると

思われる。そうすると一体これはどうなるのか。しかも、これは猛反対が起つていてるでしよう。これをどのように処理しようとしておられるかお尋ねをしたい。

○国務大臣(田中角榮君) これはこの法律がなくてもできる事業でございます。ですからこれは、この法律が成立、未成立を問はずして事業は開始されます。実際のところ申し上げますと、これは危険物でありまして、いまのタンクローリーの基準や町などにあるスタンドの基準よりもつと強い基準で、実際、内々に通産省とも連絡をとりながら、それは危険物として埋設するときの個別道路占用認可するときに、政府としてきびしい条件をつけておる。ですから、普通からいって、いまのほうは合理的な許可基準よりもより強度を要求されておると言つても過言ではありません。そういう意味では個別認可でありますから、非常に強い要求をしております。ですから、この事業は法律がなくともできるわけです。強く個別にやられているわけですね。そういう意味でこの法律ができた。基本計画の中にはそれが包含するということになるわけですね。そういうことで法律、これは一本の空港公団のバイプラインとは別に、これからバイプライン幾つもやらなければいけませんから、そうしていま野放しにして民間の恣意によつて計画されてもこれは困るから、たいへん混乱すると困るので、ここでもって基本計画もみなきめて悔いのないもの、おそまきながら四十二年にやつておればこんなことにならないわけです。民間も待たなくて、特に空港公団はどうにもならないで、工場の中のバイピングと同じような基準でいま埋設しているわけですので、問題はないと思ひます。

○大矢正君 いや、大臣、あげ足とて言うんじゃない、法律は必要だから出すんじゃないから、それはわかつてるんです。法律がなくてもバイプラインつくろうと思えば幾らでもつくれる、それもわかつてる。だから私のお尋ねをしていることは、あなたがいまおっしゃつておられるのは、

ちゃんと裏のほうから回つていってやれば法律があると同じ効果をちゃんと發揮できるんだと、こつう言うから、それなら何のために法律があるのか、すかという点で、むしろあなたの立場から言うなら、保安面もその他の心配があるから、この際、法律でもつてワケをかけてやつていきたいんだという強い意思があるということなんではないか。そこをばくは聞いています。

○国務大臣(田中角榮君) もう法律がなくても、どんなんやりしましたので、たいへんである。政府が責任を負えるような体制にしないかならないというところで、法律の成立がどうしても必要である。政府が、事故が起つてから、法律がなかつたからこれは民間の責任でございますなどと言へるものではない。これはさつき申し上げましたように、内国海運では処理できないような状態になつていけるわけですね。好むと好まざるにかかわらず、どんどん進む。そうすれば、法制を整備して国民生活を守るように政府は責任を負わなければならないということ、おそまきながらほんとうに申しわけないことでございますが、今度法案を御審議いただいております。これはそういう意味で法律が成立したならば、法律以前の事業に対しても適用して、改善命令を出すときには改善命令を出しまして、万全な体制にするということでございます。

○政府委員(莊清君) ただいまの大臣の御答弁の終わりの部分に、事務的な補足をさせていただきます。

政府提案の法案の附則第二条でございますが、経過措置という詳細な規定がございます。これは実は、成田の空港公団を念頭に置いての規定でございます。この法律が国会を通過いたしました六ヶ月以内に施行ということでございますから、早くて年末ということになりますと、かりにその以前に成田の空港公団のバイプラインが現行法で簡単に道路使用許可制度及び、必ずしも十分ではございませんけれども、現行のそういう法による保安規制という規制のもとですでにでき上がつていっている場合に、この法律が施行されますと、

この附則第二条の経過措置の規定が働きまして、一定の手続のもとに本法によつて許可事業というふうになされて、その日から発動されます。したがひまして保安に関する監督上の必要な規定、保安に關しての事業者としての事業用施設の基準適用義務、その他すべてにかかつてまいりますと、その違反があれば事業許可の取り消しということとらまでバイプライン法で取り締まりをするということになります。このような措置は、現在の法制のもとではできないことであらうと存じます。

○理事(川上為治君) 他に御発言がなければ、本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○理事(川上為治君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

石油バイプライン事業法案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(川上為治君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(川上為治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は、来たる十二日午前十時二十分から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会

六月六日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は四月十四日)

一、石油バイプライン事業法案

石油バイプライン事業法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本計画(第三条・第四条)
- 第三章 事業の許可(第五条・第十四条)
- 第四章 工事の計画及び検査(第十五条・第十九条)
- 第五章 業務の監督(第二十条・第二十三条)
- 第六章 保安(第二十四条・第二十八条)
- 第七章 雑則(第二十九条・第三十八条)
- 第八章 罰則(第三十九条・第四十六条)

(目的)

第一条 この法律は、石油パイプラインの設置及び石油パイプライン事業の運営を適正ならしめ、並びにその事業の用に供する施設についての保安に関し必要な規制を行なうことにより、合理的かつ安全な石油の輸送の実現を図り、もつて石油の安定的かつ低廉な供給の確保に寄与し、あわせて石油の輸送に関連する災害の発生の防止と道路等における交通事情の改善に資することを目的とする。

第二章 基本計画

(基本計画)

第三条 主務大臣は、石油パイプラインの適正かつ計画的な設置に関し、石油パイプライン基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 石油パイプラインの適正かつ計画的な設置に関する基本方針
 - 二 石油パイプラインの経路の概要及び完成の目標年度
 - 三 石油パイプラインにより輸送されるべき石油の種類及び数量
 - 四 その他必要な事項
- 3 基本計画は、災害の発生の防止に関し十分に配慮しつつ、石油の需給事情及び輸送事情並びに

に土地利用の状況を勘案して定めるものとする。

4 主務大臣は、基本計画を定めようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきくものとする。

5 関係市町村長は、基本計画に関し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

15⁶ 主務大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(基本計画の変更)

第四条 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要があると認めるときは、基本計画を変更するものとする。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本計画の変更に準用する。

(石油パイプライン事業の許可)

第五条 石油パイプライン事業を営もうとする者は、主務省令で定める石油パイプラインの系統ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 石油パイプラインに属する導管及びその他の工作物並びにこれらの附属設備であつて、石油パイプライン事業の用に供するもの(以下「事業用施設」という。)に関する次の事項

イ 主務省令で定める導管にあつては、その設置の場所、延長及び内径並びに導管内の圧力

ロ 主務省令で定めるタンクにあつては、その設置の場所及び容量

ハ 主務省令で定める圧送機にあつては、その設置の場所及び能力別の数

三 事業用施設により輸送する石油の種類及び石油輸送能力

四 事業用施設についての保安を確保するために必要な

主務省令で定める事項

四 事業用施設についての工事の要否その他の主務省令で定める事項

3 前項の申請書には、事業用施設の設置の場所を示す図面、事業計画書、事業収支見積書その他の主務省令で定める書類を添附しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の許可をしようとするときは、自治大臣の意見をきかなければならない。

5 自治大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

6 関係市町村長は、第一項の許可に関し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(許可の基準)

第七条 主務大臣は、第五条第一項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請の内容が基本計画に適合していること。

二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するために不適切なものでないこと。

三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情その他の土地利用の状況に照らして適切なものであること。

四 その事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。

四 五 その事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

五 六 その事業の計画の実施が確実であること。

六 七 その他その事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、かつ、適切であること。

(事業用施設等の変更)

第八条 第五条第一項の許可を受けた者(以下「石油パイプライン事業者」という。)は、同条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとする

ときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 石油パイプライン事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 第五条第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の許可に準用する。

(氏名等の変更)

第九条 石油パイプライン事業者は、第五条第二項第一号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(工事の計画)

第十五条 石油パイプライン事業者は、第五条第一項又は第八条第一項の許可に係る事業用施設についての工事であつて主務省令で定めるものに関し、その工事の計画を定め、その工事の計画について、主務大臣の認可を申請しなければならない。ただし、事業用施設についての工事を必要としなない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、主務大臣の指定する期限までにしなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところによるものであること。

二 その事業用施設が主務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 天災その他やむを得ない理由により第二項の期限までに第一項の認可を申請することができないと認められるときは、主務大臣は、申請により、その期限を延長することができる。

5 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、関係都道府県知事は、同項の認可に関し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

15⁶ 石油パイプライン事業者は、第一項の認可に係る工事の計画を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

16⁷ 石油パイプライン事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

17⁸ 第三項の規定は、第五項の認可に準用する。
(完成検査等)

第十六条 石油パイプライン事業者は、前条第一項の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期限までに、当該事業用施設について、その工事を完成し、かつ、主務大臣の検査を申請しなければならない。

2 主務大臣は、前項の検査結果、当該事業用施設が次の各号に適合していると認めたときは、これを合格としなければならない。

一 その工事が前条第一項の認可に係る工事の計画同条第五項の規定による変更があつたときは、変更後のものとする。以下「認可計画」という。に従つて行なわれたものであること。

二 前条第三項第二号の技術上の基準に適合するものであること。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定による期限の指定について準用する。

4 石油パイプライン事業者は、認可計画に係る事業用施設の一部について、主務大臣の検査を受けることができる。

5 第二項の規定は、前項の検査に準用する。

6 石油パイプライン事業者は、認可計画に係る事業用施設の全部又は一部について、第一項又は第四項の検査に合格した後でなければ、これを使用してはならない。

(工事の計画等)

第十九条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての工事のうち、第十五条第一項本文

に規定するものの以外のものであつて主務省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を定め、その工事の計画について、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な工事又は災害による復旧工事その他緊急を要する工事については、この限りでない。

2 石油パイプライン事業者は、前項の認可を受けた場合において、当該事業用施設について、その工事を完成したときは、遅滞なく、主務大臣の検査を申請しなければならない。

3 石油パイプライン事業者は、第一項ただし書の規定に違反したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第十五条第三項の規定は第一項の認可に、同条第五項から第七項までの規定は第二項の認可に係る工事の計画の変更、第十六条第二項の規定は第二項の検査に、同条第六項の規定は第二項の事業用施設に準用する。

第六章 保安

(石油パイプライン事業者の義務)

第二十四条 石油パイプライン事業者は、事業用施設の設置及び石油パイプライン事業の運営にあつては、公共の安全の確保及び環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(事業用施設の維持等)

第二十五条 石油パイプライン事業者は、事業用施設を第十五条第三項第二号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 主務大臣は、事業用施設が第十五条第三項第二号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、その技術上の基準に適合するように事業用施設を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

3 主務大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、事業用施設の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

設の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。
(市町村長の要請)

第二十六条 関係市町村長は、事業用施設の設置又は石油パイプライン事業の運営に関し災害が発生するおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

2 主務大臣は、前項の要請があつたときは、必要な調査を行ない、その結果必要があると認めるときは、前条第二項又は第三項の規定による措置その他必要な措置を講じなければならない。

3 主務大臣は、前項の措置を講じたときは、すみやかに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。
(保安規定)

第二十七条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての保安を確保するため、保安に関する組織及び教育に関する事項その他の主務省令で定める事項について、保安規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 主務大臣は、保安規程が事業用施設についての保安を確保するため適当でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 主務大臣は、事業用施設についての保安を確保するため必要があると認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 石油パイプライン事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

(保安技術者)

第二十八条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める要件を備える者のうちから、保安技術者を選任しなければならない。

2 石油パイプライン事業者は、前項の規定により保安技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 主務大臣は、保安技術者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はその者にその職務を行なわせることが事業用施設の保安に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、保安技術者の解任を命ずることができる。
(保安検査)

第二十九条 石油パイプライン事業者は、事業用施設であつて主務省令で定めるものについては、主務省令で定める時期ごとに、主務大臣の検査を受けなければならない。

(保安作業従事者)

第三十条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての保安に係る作業であつて主務省令で定めるものについては、その作業を行なうのに必要な主務省令で定める保安に関する教育を受けた者を従事させなければならない。

(危険時の措置)

第三十一条 石油パイプライン事業者は、事業用施設について、石油の流出その他の事故が発生し、危険な状態となつたときは、直ちに、災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を消防吏員若しくは消防団員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 石油パイプライン事業者は、あらかじめ、災害の発生に備え、第一項の規定により講ずべき措置について、関係市町村長と協議しておかなければならない。

第七章 雑則

(許可等の条件)

第三十二条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(手数料)

第三十三条 石油パイプライン事業者は、第十六条

第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第十九条第二項又は第二十七^九条の検査を受ける場合には、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(土地の立入り)

第三十^四条 石油パイプライン事業者は、事業用施設に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、その旨を土地の所有者及び占有者に通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 石油パイプライン事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入る者は、同項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 石油パイプライン事業者は、第一項の規定による立入りにより他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 前項の規定による損失の補償については、石油パイプライン事業者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

7 前項の規定による協議が成立しないときは、石油パイプライン事業者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(道路の占用の特例)

第三十二^五条 建設大臣は、第五条第一項又は第八条第一項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る石油パイプライン事業の用に供する導管が道路(道路法(昭和二十七年法律第百

八十号)による道路をいう。以下同じ。)に設置されるものであるときは、あらかじめ、道路管理者の意見をきかなければならない。

2 道路管理者は、第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けた石油パイプライン事業の用に供する導管について、道路法第三十二^五条第一項又は第三項の規定による道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が同法第三十三^六条の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、その許可を与えなければならない。

3 石油パイプライン事業者は、前項の許可を受けようとするときは、その工事をしようとする日の一月前までに、当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽微な工事については、この限りでない。

(報告徴収及び立入検査)
第三十三^七条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、石油パイプライン事業者に対して、その事業に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、石油パイプライン事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、事業用施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第三十四^八条 主務大臣は、第十三条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間において予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案

の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服申立ての手続における聴聞)

第三十五^九条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(経過措置)

第三十六^〇条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(適用除外)
第三十七^一条 第五条第四項及び第五項(第八条第三項において準用する場合を含む。)並びに第三十二^五条の規定は、日本国有鉄道が行なう石油パイプライン事業については、適用しない。

2 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三章の規定は、事業用施設による石油輸送については、適用しない。

(主務大臣等)
第三十八^二条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 基本計画に関する事項については、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣

二 石油パイプライン事業の許可に関する事項については、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣

三 事業用施設についての工事の計画及び検査に関する事項については、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣

四 石油パイプライン事業の業務の監督に関する事項については、通商産業大臣、及び運輸大臣

五 事業用施設についての保安に関する事項に

ついては、通商産業大臣、運輸大臣及び自治大臣

2 この法律における主務省令は、前項各号に定める事項に関し、それぞれ同項各号に定める主務大臣の発する命令とする。

3 第一項第二号から第五号までの規定にかかわらず、日本国有鉄道が行なう石油パイプライン事業にあつては、その事業用施設についての工事の検査及び保安検査に関する事項については、運輸大臣及び自治大臣、その他の事項については運輸大臣とする。

4 第一項第二号から第五号までの規定にかかわらず、新東京国際空港公団が行なう石油パイプライン事業にあつては、その事業用施設についての工事の計画及び検査並びに保安に関する事項については運輸大臣及び自治大臣、その他の事項については運輸大臣とする。

第八章 罰則

第三十九^三条 第五条第一項の許可を受けずに石油パイプライン事業を営んだ者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

懲役又は三十万円以下に処し、又はこれを併科する。

第四十^四条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の許可を受けずに事業用施設、石油の種類又は石油輸送能力を変更した者

二 第十二条第一項の許可を受けずに石油パイプライン事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

三 第十三条の規定による事業の停止の命令に違反した者

四 第二十四^六条第三項の規定による命令又は処分に違反した者

第四十一^五条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十六^六条第六項(第十八条第二項において

準用する場合を含む。又は第二十二條の規定に違反した者

二 第二十條第一項又は第二十五條第一項の規定に違反して石油パイプライン事業を行なつた者

三 第二十一條、第二十三條又は第二十五條第三項の規定による命令に違反した者

四 第二十四條第二項の規定による命令又は処分に違反した者

五 第二十六條第一項の規定に違反して保安技術者を選任しなかつた者

第四十二條 次の各号の一に該当する者は、十萬元以下の罰金に処する。

一 第十九條第一項の規定に違反して事業用施設についての工事をした者

二 第十九條第四項において準用する第十六條第六項の規定に違反した者

第四十三條 次の各号の一に該当する者は、三萬元以下の罰金に処する。

一 第十一條第二項又は第二十六條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十六條第三項の規定による命令に違反した者

三 第二十七條又は第三十三條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十九條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第四十五條 事業用施設を損壊し、その他事業用施設の機能に障害を与えて石油輸送を妨害した者は、三年以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

昭和四十七年六月二十七日印刷

昭和四十七年六月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W

第四十六條 第八條第二項、第九條、第十五條第六項（第十九條第四項において準用する場合を含む。）又は第十九條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一萬元以下の過料に処する。

附 則

（経過措置）

第二條 この法律の施行の際現に石油パイプライン事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三月間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした日までの間）は、第五條第一項の許可を受けないで、その事業を営むことができる。

2 前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、主務省令で定めるところにより、第五條第二項各号に掲げる事項を主務大臣に届け出たときは、同条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により第五條第一項の許可を受けたものとみなされた者は、前項の規定による届出をした日から一月間は、第二十條第一項及び第二十五條第一項の規定にかかわらず、石油輸送規程又は保安規程の認可を受けなくても、石油パイプライン事業を行なうことができる。その者がその期間内にこれらの規定による認可を申請した場合において、認可をする旨又はしない旨の通知を受けるまでの間も、同様とする。

第三條 この法律の施行前に日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十三條の規定による運輸大臣の認可を受けた石油パイプラインに関する工事に係る事業用施設により日本国有鉄道が行なう石油パイプライン事業については、日本国有鉄道は、この法律の施行の日

に第五條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項に規定する事業用施設に関する第十五條第五項及び第六項、第十六條（第三項を除く。）並びに第十七條の規定の適用については、第十五條第五項中「第一項の認可に係る工事の計画」とあるのは「日本国有鉄道法第五十三條の規定による認可を受けた工事に係る計画」と、第十六

條第一項中「前条第一項の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期限までに、当該事業用施設について、その工事を完成し、かつ」とあるのは「事業用施設についての工事を完成したときは」と、同条第二項第一号中「前条第一項の認可に係る工事の計画」とあるのは「日本国有鉄道法第五十三條の規定による認可を受けた工事に係る計画」とする。